

事業所税 申告の手引

※ 事業所税についてご不明な点がございましたら、下記へお問い合わせください。

那覇市企画財務部資産税課

〒900-8585

那覇市泉崎1丁目1番1号

TEL : (098) 867-0111 (代表)

(098) 862-5320 (直通)

FAX : (098) 861-1297

E-mail : naha_z_sisanz001@city.naha.lg.jp

(資産税課代表アドレス)

2026年4月 (第2版)

那 覇 市

はじめに

本市の税務行政につきましては、日ごろからご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
事業所税は昭和50年度に創設された目的税です。

この税は、人口・企業が集中している都市の都市環境の整備に必要な財源の確保を図るため、都市地域における行政サービスと企業活動との受益関係に着目し、企業活動を一定の外形標準によりとらえて、都市地域に所在する事務所・事業所に対して新たな負担を求めるという趣旨で創設されたものです。

本市においては昭和51年度から昭和53年度まで事業所税を課税しておりましたが、昭和54年度以降は人口が30万人未満に減少したため課税権を消失しておりました。昭和57年3月末日の人口が30万人を超えたため、昭和57年10月1日から再び事業所税の課税団体となり現在にいたっております。

凡例：この手引書は次の略語で表示してあります。

- ・ 地方税法・・・・・・・・法
- ・ 地方税法附則・・・・・・・・法附則
- ・ 地方税法施行令・・・・・・・・令
- ・ 地方税法施行規則・・・・・・・・規
- ・ 地方税法施行令附則・・・・令附則
- ・ 地方税法取扱通知・・・・取扱通知
- ・ 那覇市税条例・・・・・・・・条

【例】

(法701の31①(2))は、地方税法第701条の31第1項第2号を表しています。

目 次

I 事業所税の概要

- 1 事業所税とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 事業所税の使いみち・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 事業所税の課税団体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 事業所税の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5 納税義務の判定（免税点判定）・・・・・・・・・・・・・・ 3

II 事業所税について

- 1 課税対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 納税義務者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 課税標準
 - (1) 課税標準の算定期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (2) 資産割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (3) 従業者割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 4 税率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 5 税額計算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 6 免税点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 7 非課税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 8 課税標準の特例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 9 減免・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 10 休止施設の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

III 課税標準の計算例

- 1 事業所等を新設・廃止等した場合の課税標準の計算例・・・・・・・・ 19
- 2 一般事務所（自社ビル）の場合の計算例・・・・・・・・・・・・ 26
- 3 一般事務所（貸ビル）の場合の計算例・・・・・・・・・・・・ 27
- 4 ホテルの場合の計算例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 5 倉庫業の場合の計算例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

IV みなし共同事業

- 1 みなし共同事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 2 免税点判定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 3 課税標準の算定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 4 特殊関係者の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 5 みなし共同事業に該当する場合の免税点判定と課税標準算定・・・・ 37

V 事業所税の税務調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

VI 申告及び納付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

- 1 申告書及び納付書について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- 2 事業所税の申告方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- 3 期限後申告等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- 4 延滞金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- 5 加算金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
- 6 納付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

VII 申告書の記載要領	42
《第 44 号様式別表 1》	44
《第 44 号様式別表 2》	46
《第 44 号様式別表 3》	48
《第 44 号様式別表 4》	49
《第 44 号様式》	50
《免税点以下申告》	52
《事業所等の新設・廃止申告書》	54
《事業所等の貸付申告書》	56
《減免申請書》	57
《みなし共同事業に関する明細書》	59

VIII 資料

・〔表 1〕 特定防火対象物	60
・〔表 2〕 消防用設備等及び防災施設等に係る非課税施設一覧表	62
・〔別表 1〕 非課税対象施設一覧表	63
・〔別表 2〕 課税標準の特例対象施設一覧表	65
沖縄振興特別措置法関係	67
・〔別表 3〕 減免対象施設一覧表	68

I 事業所税の概要

1 事業所税とは

事業所税は、都市地域に人口や企業が集中することによって著しく都市機能が低下し、交通・防災・公害等の都市問題が発生するため、これらの都市環境施設の整備及び改善に必要な財源の確保を図るための目的税として、昭和 50 年度に創設された税です。

事業所税は、都市における行政サービスと企業活動との受益関係に着目し、都市地域に所在する事務所・事業所に対してその「事業所床面積」及び「従業員の給与総額」という一定の外形標準を対象に課税する仕組みとなっています。

2 事業所税の使いみち

事業所税は、次に掲げる事業に要する費用に充てられます。

- (1) 道路、都市高速鉄道、交通施設の整備事業
- (2) 公園、緑地その他の公共空地の整備事業
- (3) 水道、下水道、廃棄物処理施設その他の供給施設又は処理施設の整備事業
- (4) 河川その他の水路の整備事業
- (5) 学校、図書館その他の教育文化施設の整備事業
- (6) 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設の整備事業
- (7) 公害防止に関する事業
- (8) 防災に関する事業
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市街地開発事業その他の都市環境の整備及び改善に必要な事業で政令で定めるもの

3 事業所税の課税団体（77 団体）

事業所税の課税団体は、次のとおりです。

- ・東京都 特別区の区域
- ・政令指定都市（20 市） 札幌市、仙台市、千葉市、さいたま市、川崎市、横浜市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市、浜松市、新潟市、岡山市、相模原市、熊本市
- ・首都圏整備法の既成市街地を有する市（3 市） 武蔵野市、三鷹市、川口市
- ・近畿圏整備法の既成都市区域を有する市（5 市） 守口市、東大阪市、尼崎市、西宮市、芦屋市
- ・上記以外で政令で指定する市（48 市）
 - (北海道・東北地方) 旭川市、秋田市、郡山市、いわき市
 - (関東地方) 宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、所沢市、越谷市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、八王子市、町田市、横須賀市、藤沢市、
 - (中部地方) 富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市
 - (近畿地方) 豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、姫路市、奈良市、和歌山市、四日市市、大津市、明石市
 - (中国地方) 倉敷市、福山市
 - (四国地方) 高松市、松山市、高知市
 - (九州・沖縄地方) **那覇市**、長崎市、久留米市、大分市、宮崎市、鹿児島市

4 事業所税の構成

事業所税の構成は、次のとおりです。

課税区分	資 産 割	従 業 者 割
課税対象	<u>事業所等</u> ¹ において法人又は個人が行う事業	
納税義務者	事業所等において事業を行う法人又は個人	
課税標準	那覇市内にある所有又は借受で行う <u>事業所用家屋の合計床面積</u> ² (㎡)	課税標準の算定期間中に支払われた <u>従業者給与総額</u> ³ (円)
税 率	1 ㎡につき 6 0 0 円	1 0 0 分の 0 . 2 5
免 税 点	那覇市内合計床面積 1 , 0 0 0 ㎡以下	那覇市内合計従業者数 1 0 0 人以下
	課税標準の算定期間（法人にあつては事業年度、個人にあつては 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日までの期間）の末日の現況による	
申告方法	申 告 納 付	
申告納付期限	法人 個人	<u>事業年度</u> ⁴ 終了の日から 2 月以内 翌年の 3 月 1 5 日

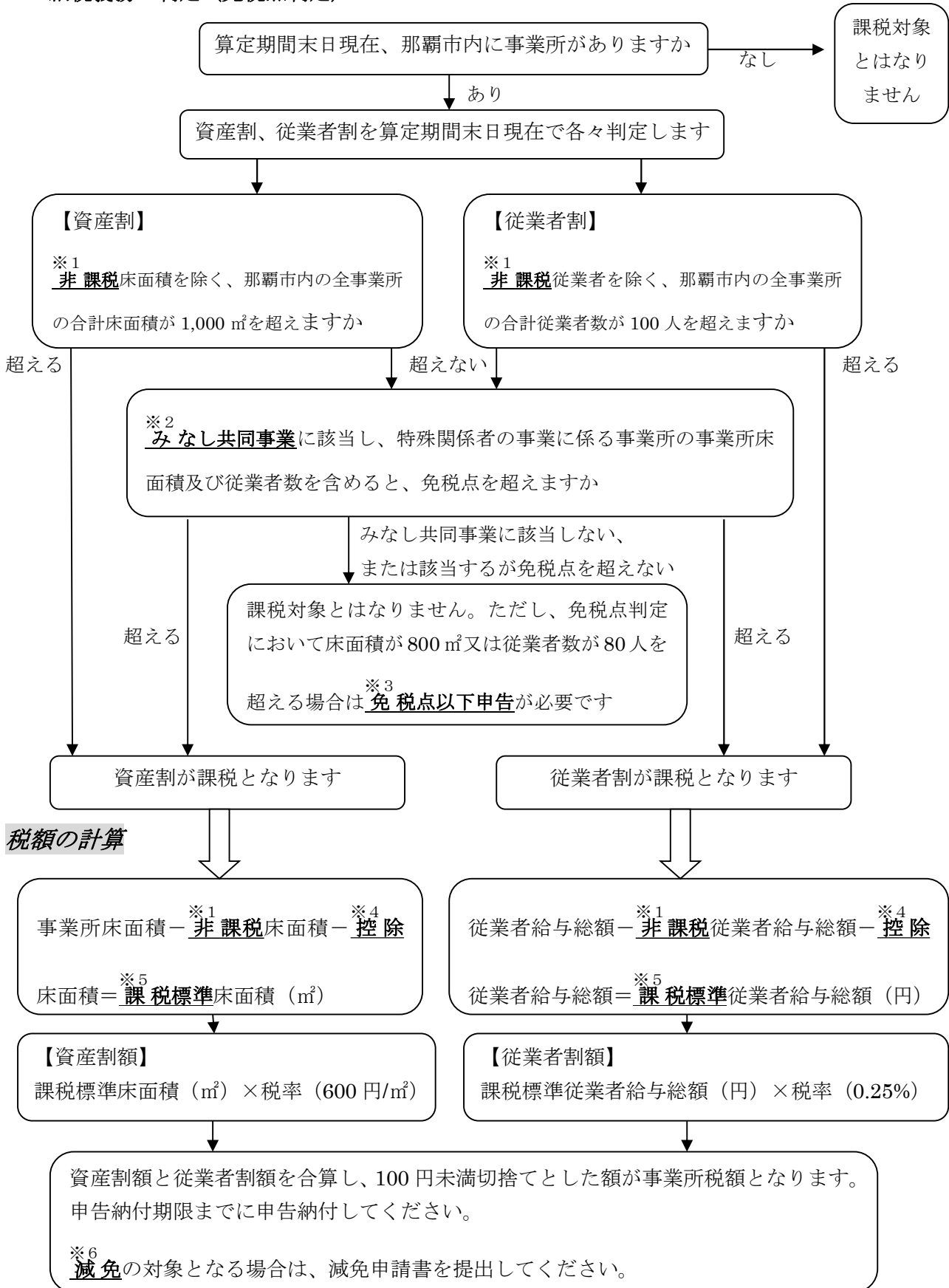
¹ 事業所等とは、人の居住の用に供さない事務所・事業所を指し、事業の必要から設けられた人的設備、物的設備で、そこで継続して事業が行われる場所をいいます。基本的には住民税や事業税の事務所・事業所と同じ意義です。

² 事業所用家屋の合計床面積とは、市内にある事業所用家屋の延べ床面積をいいます。

³ 従業者給与総額とは、課税標準の算定期間中に従業者に対して支払われた、又は支払われるべき俸給、給料、賃金、賞与、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当等の総額をいいます。

⁴ 事業年度とは、法人の事業税における事業年度をいいます。

5 納税義務の判定 (免税点判定)



※1 非課税→P.15 参照、※2 みなし共同事業→P.32 参照 ※3 免税点以下申告→P.38 参照、
 ※4 控除（課税標準の特例）→P.17 参照、※5 課税標準→P.6 参照、※6 減免→P.18 参照

II 事業所税について

1 課税対象

事業所税は、那覇市内の事業所等において法人又は個人が行う事業が課税対象となります。
(法 701 の 32①)

- (1) 事業所等とは、人の居住の用に供さない事務所・事業所を指し、事業の必要から設けられた人的設備、物的設備で、そこで継続して事業が行われる場所をいいます。基本的には住民税や事業税（県税）の事務所・事業所と同じ意義です。
- (2) 事業とは、物の生産、流通、販売、サービスの提供などに係るすべての経済活動をいいます。

2 納税義務者

納税義務者は、那覇市内に所在する事業所等において事業を行う法人又は個人です。
(法 701 の 32①)

- (1) 納税義務者は「申告納付」の方法により、自らその納付すべき事業所税の課税標準額及び税額を算出し、申告書を提出するとともにその税額を納付する義務があります。

(法 701 の 46、法 701 の 47)

- (2) 人格のない社団等は、法人とみなされ法人に関する規定が適用されます。

(法 701 の 32③)

- (3) 事業を行う者が単なる名義人であって、他の者が事実上その事業を行っていると認められる場合には、その事業を行っている者が納税義務者となります。

(法 701 の 33)

- (4) 清算中の法人は、その清算業務を行う範囲内において納税義務者となります。

(取扱通知 9 章 3 (4))

- (5) 貸ビル等の全部又は一部を借りて事業を行う場合は、当該事業を行う者（テナント）が納税義務者となります。貸主は、その貸付を行うこととなった日から 1 月以内に「事業所等の貸付申告書」の提出義務があります。申告した事項に異動が生じた場合も同様です。申告書の記載方法は P.56 を参照してください。

(法 701 の 52②、条 131②)

- (6) 駐車場について

事業所税の課税対象となるのは、事業所用家屋の対象となる駐車場(立体・屋内)です。屋外の平面駐車場は課税対象外です。

法人や個人事業主が、月極貸し・年貸し等で専用借りする場合には、事業所等とみなし、その駐車場使用者（借主）が当該駐車場部分の納税義務者（事業主）となります。この場合、駐車場所が指定されていなくても、優先確保されていれば専用借りと判断します。

また、貸しビル内において、駐車場のみの使用（事務所の有無は問わない）でも、その使用者の事業所床面積として算定します。

- (7) 共同事業を行う場合、各共同事業者の課税標準は個々に算定し、申告することになりますが、各々連帯納税義務が課されます。

この場合の各共同事業者の課税標準は、当該共同事業に係る事業所等の事業所床面積又は従業員給与総額に損益分配の割合（当該割合が定められていない場合は、その者の出資の額に応ずる割合）を乗じて得た面積又は金額となります。免税点の判定も同様です。

(法 10 の 2①、令 56 の 51①、令 56 の 75①)

- (8) 特殊関係者を有する場合のみなし共同事業

事業者が親族その他の特殊の関係のある個人又は同族会社などの特殊関係者を有していて、その事業者(特殊関係者を有する者)の事業と特殊関係者の事業が同一家屋で行われている場合、その特殊関係者の事業は、特殊関係者を有する者との共同事業とみなされ、当該特殊関係者の事業を合算して免税点判定を行います。ただし、課税標準は各々単独で算定します。

詳しくは、P.32「IVのみなし共同事業」を参照してください。

(法 701 の 32②、法 10 の 2①、令 56 の 51②、令 56 の 75②)

3 課税標準

(1) 課税標準の算定期間

課税標準の算定期間は次のとおりです。

- ・法人にあつてはその事業年度
- ・個人にあつては1月1日から12月31日まで

(法701の31①(7)(8))

(2) 資産割

資産割の課税標準は、課税標準の算定期間の末日現在における那覇市内に所在する各事業所等の合計床面積をいいます。

(法701の40、法701の31①(2))

ア 事業所床面積

(ア) 事業所床面積とは、事業所用家屋の延べ床面積をいいます。

(法701の31①(4)、令56の16)

(イ) 事業所用家屋とは、家屋の全部又は一部で人の居住用以外のもので、現に事業所等の用にしているものをいいます。

(法701の31①(6))

(ウ) 家屋とは、固定資産税における家屋をいい、不動産登記法上の建物と同意義です。未登記の建物であっても、本来登記されるべき建物は家屋となります。

(法341(3))

(エ) 事業所用家屋が自己所有であるか賃貸であるかを問わず、実際に使用し、事業を行っている者の事業所として取扱います。

また、同一構内にある事業所は、経営主体が同じであれば一単位の事業所とします。

(オ) 床面積は原則として実測面積によりますが、固定資産税課税台帳上の面積が実測面積と同様であれば、その面積を事業所床面積として申告いただいております。事業所用家屋の各階ごとに、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により平方メートル(m²)を単位として計算し、1 m²の100分の1未満の端数は切り捨てます。

事業所用家屋に共用部分がある場合、その床面積も含まれます。詳しくは次の「イ 共用部分の取り扱いについて」を参照してください。

(カ) 課税標準の算定期間の中途における事業所等の新設・廃止の場合はP.8「ウ 月割計算の方法」を、課税標準の算定期間の月数が12ヶ月に満たない場合はP.9「エ 課税標準の算定期間が12ヶ月に満たない場合」を参照してください。

イ 共用部分の取扱いについて

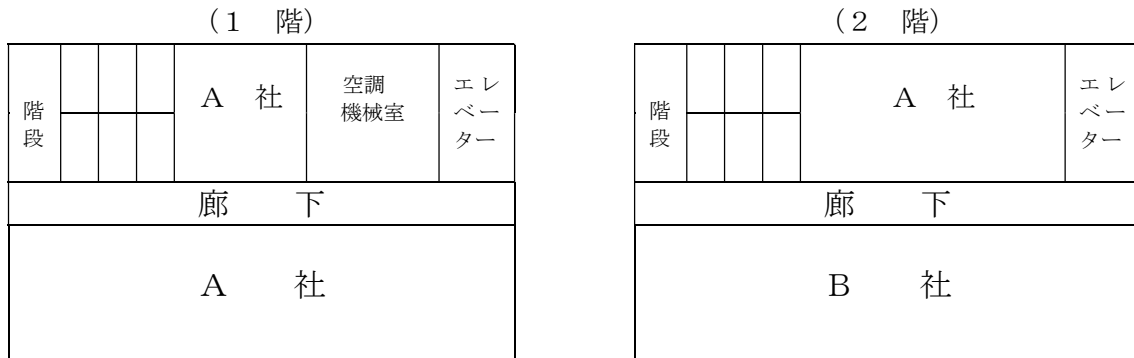
専用部分とは、専ら事業所等として使用する部分をいいます。また、共用部分とは、1つの事業所用家屋を2つ以上の事業者が使用する場合に廊下、階段、エレベーターなどの共用されている部分をいいます。

共用部分がある場合、各事業者の事業所床面積は次の算式で求めます（専用部分に加算する共用部分の床面積は、それぞれの部分ごとに1㎡の100分の1未満の端数は切り捨てます）。

(令56の16)

$$\left(\begin{array}{c} \text{当該事業者} \\ \text{の事業所床} \\ \text{面積} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{c} \text{当該事業者} \\ \text{の専用部分} \\ \text{の床面積} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{共用部分} \\ \text{の床面積} \end{array} \right) \times \frac{\left(\begin{array}{c} \text{当該事業者の専用部分の} \\ \text{床面積} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{c} \text{共用部分を共有する事業者} \\ \text{のすべての専用部分の合計} \\ \text{床面積} \end{array} \right)}$$

共用部分計算の具体例



床面積の内訳

- ・ 建物の延床面積：5,800 ㎡
- ・ A社の専用面積：3,000 ㎡ ・ B社の専用面積：2,000 ㎡
- ・ 共用部分の面積： 800 ㎡ (階段、廊下、エレベーター、空調機械室)

計算式 (専用部分) + (共用部分)

$$\begin{aligned} \bullet \text{ A社の事業所床面積} &= 3,000 \text{ ㎡} + 800 \text{ ㎡} \times \frac{3,000 \text{ ㎡}}{3,000 \text{ ㎡} + 2,000 \text{ ㎡}} = 3,480 \text{ ㎡} \\ \bullet \text{ B社の事業所床面積} &= 2,000 \text{ ㎡} + 800 \text{ ㎡} \times \frac{2,000 \text{ ㎡}}{3,000 \text{ ㎡} + 2,000 \text{ ㎡}} = 2,320 \text{ ㎡} \end{aligned}$$

→ 計 5,800 ㎡

※ B社の部分が空室の場合でも、専用部分として計算するため、A社の事業所床面積は上記と同じです。
 ※ 数階建てのビルの場合でも、各階ごとの計算とはならず、すべての階の専用部分と共用部分をまとめて計算（あん分）を行います。

ウ 月割計算の方法

課税標準の算定の中途において事業所等の新設・廃止があった場合、課税標準は月割計算によって算定します。新設・廃止の具体例は P.19 を参照してください。

(法 701 の 40②)

《月割計算の計算式》

(ア) 課税標準の算定期間中の途中において事業所等の新設があった場合

$$\left(\begin{array}{c} \text{資産割の} \\ \text{課税標準} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{c} \text{課税標準の算定} \\ \text{期間の末日における} \\ \text{事業所床面積} \end{array} \right) \times \frac{\left(\begin{array}{c} \text{新設の日の属する月の翌月から} \\ \text{課税標準の算定期間の末日の属} \\ \text{する月までの月数} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{c} \text{課税標準の算定期間の月数} \end{array} \right)}$$

(イ) 課税標準の算定期間中の途中において事業所等の廃止があった場合

$$\left(\begin{array}{c} \text{資産割の} \\ \text{課税標準} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{c} \text{廃止の日における} \\ \text{事業所床面積} \end{array} \right) \times \frac{\left(\begin{array}{c} \text{課税標準の算定期間の開始の日} \\ \text{の属する月から廃止の日の属す} \\ \text{る月までの月数} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{c} \text{課税標準の算定期間の月数} \end{array} \right)}$$

(ウ) 課税標準の算定期間中の途中において新設された事業所等で、当該課税標準算定期間中の途中において廃止された場合

$$\left(\begin{array}{c} \text{資産割の} \\ \text{課税標準} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{c} \text{廃止の日における} \\ \text{事業所床面積} \end{array} \right) \times \frac{\left(\begin{array}{c} \text{新設の日の属する月の翌月から} \\ \text{廃止の日の属する月までの月数} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{c} \text{課税標準の算定期間の月数} \end{array} \right)}$$

【説明】

課税標準の月割計算は事業所等の新設または廃止があった場合にのみ行います。したがって、事業所等の拡張、縮小または事業所等を構成する事業所用家屋の新築または滅失等の事由に伴い、課税標準の算定期間中に事業所床面積の「異動」が生じた事業所等については、月割計算は行わず、課税標準の算定期間の末日における事業所床面積が当該事業所等に係る課税標準となります。

なお、事業所等の新設の日・廃止の日は、営業開始日（オープンの日）・終了日ではなく、当該業務の準備期間等を含めた日となります。新設日は引渡しを受けた日または賃貸借契約の開始日を、「廃止日」は明渡し等の日や解約日・退去日等を捉えます。

エ 課税標準の算定期間が12ヶ月に満たない場合

課税標準の算定期間の月数が12ヶ月に満たない場合や、年度途中での事業の開始・廃業の場合、課税標準は次の計算式により算定します。

(法701の40①③)

$$\left(\begin{array}{l} \text{資産割の} \\ \text{課税標準} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{l} \text{課税標準の算定期} \\ \text{間の末日現在にお} \\ \text{ける事業所床面積} \end{array} \right) \times \frac{\left(\begin{array}{l} \text{算定期間の月数} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{l} 12 \text{ヶ月} \end{array} \right)}$$

※ この月数は、暦に従い計算し、1月に満たない場合は切り上げて1月とします。

【説明】

事業の廃止により、課税標準の算定期間の末日において事業所等を有しなくなった場合、または事業所床面積が免税点以下となった場合は、納税義務がなくなりますので当該廃止事業所等について、月割計算をする必要はありません。

(3) 従業者割

従業者割の課税標準は、那覇市内の事業所等において課税標準の算定期間中に従業者に対して支払われた従業者給与総額です。

(法 701 の 31①(3)、法 701 の 40①)

ア 従業者

- (ア) 事業所等で勤務する従業者（役員を含む、障害者及び年齢 65 歳以上の者を除く）をいいます。65 歳以上の者についての取り扱いには P.11 ウ（ウ）を参照してください。
- (イ) 特殊な勤務形態にある従業者の免税点の判定及び課税標準の算定は、事業者との雇用関係を考慮の上、実態に応じ、P.12 エのとおり取り扱います。また、免税点判定の対象となる従業者と課税標準の対象となる従業者は異なることがありますのでご注意ください。

イ 従業者給与総額

- (ア) 従業者給与総額とは、課税標準の算定期間中に従業者に対して支払われた、又は支払われるべき給与等の総額をいい具体的には次のとおりです。
- ① 従業者給与総額に含まれるもの
 - ・ 俸給、給料、賃金、賞与、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当
 - ・ 所得税の取り扱い上非課税とならない現物給与、通勤手当等
 - ② 従業者給与総額に含まれないもの
 - ・ 退職手当等、年金、恩給
 - ・ 所得税の取り扱い上非課税となる給与及び役員に対する利益処分による賞与等
- (イ) 事業専従者の場合は、その者に係る事業専従者控除額が従業者給与総額に含まれます。
- (ウ) 外交員その他これらに類する者の業務に関する報酬で、所得税法の取扱い上給与所得に該当しないものは含まれません。

ウ 従業者給与総額の算定の特例

- (ア) 65 歳以上の者と障害者（いずれも役員を除く）については、免税点判定従業者から除かれます。したがって、これらの者がいる場合の課税標準となる従業者給与総額の算定は、これらの者の給与等の額を除いて行います。

※ 障害者とは、所得税、住民税において障害者控除の対象となる者をいいます。

(法 701 の 31①(5))

(イ) 雇用改善助成対象者について

雇用改善助成対象者がいる場合、課税標準となる従業者給与総額の算定は、その者の給与総額の2分の1に相当する額を除いて行います。

(法 701 の 31①(5))

なお、雇用改善助成対象者とは、年齢が55歳以上65歳未満の従業者のうち、次に掲げる者です。

(令 56 の 17 の 2)

1	雇用保険法・労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行令に基づき、高年齢者、障害者その他就職が特に困難な雇用の機会を増大させるために行われる労働者の雇入れの促進に関する助成に係る者
2	雇用保険法・労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に規定する作業環境に適応させるための訓練を受けた者
3	本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法施行令に規定する雇用奨励金の支給に係る者

(ウ) 特例の判定について

年齢65歳以上（役員以外）の者、障害者（役員以外）、雇用改善助成対象者の判定は、その者に対して給与等が支払われる時の現況によります。

(法 701 の 31②)

従業者給与総額の計算において、給与等の計算の基礎となる期間（月給・週給等）の末日に年齢が65歳以上（役員以外）の者、障害者（役員以外）に該当する者に係る給与等の額は除きます。

エ 特殊な勤務形態にある従業者

○：含める、×：含めない

従業者の区分	免税点の判定 における従業 者	課税標準にお ける従業者給 与総額
役員		
無給の役員		×
数社の役員を兼務する役員		○ (それぞれの会社を含める)
非常勤の役員		○
パートタイマー		
形式的な呼称によるものではなく、勤務の状態によって判定します。一般的な雇用の長短ではなく、当該事務所の通常の勤務時間より相当短時間の勤務（1日平均勤務時間6時間以下のもの）をすることで雇用されているものであり、休暇・社会保障・賞与等から見ても明らかに正規の従業者とは区別されるものをいいます。	×	○
日々雇用等の臨時の従業者		○
休職中の従業者		○ (給与等が支払われている場合)
中途退職者	×	○ (退職時までの給与等は含める)
算定期間の中で市外へ転勤した従業者		○ (給与等の計算期間の末日現在で判定)
出向社員		
出向元が給与を支払う		○ (出向元を含める)
出向先が出向元に対して給与相当分を支払う		○ (出向先を含める)
出向元と出向先が一部負担	○ (主たる給与等を支払う会社を含める)	○ (それぞれの会社が支払う給与等を含める)
外国又は課税区域外への長期出張又は派遣		×
課税区域外の建築現場事務所に派遣されている社員		×
派遣法に基づく派遣社員		○ (派遣元を含める)
保険の外交員	○ (所得税法上の給与等が支払われている場合)	○ (所得税法上の給与等が支払われている場合)
常時船舶の乗務員		×

4 税率

資産割 事業所床面積 1 m²につき 600 円
従業者割 従業者給与総額の 100 分の 0.25 (0.25%)

(法 701 の 42)

5 税額計算

- (1) 事業所税は、資産割額と従業者割額の合算額 (100 円未満を切り捨てた額) で課税されます。

税額 = 資産割額 + 従業者割額

資産割額 = 課税標準となる事業所床面積 × 税率 (600 円)

従業者割額 = 課税標準となる従業者給与総額 × 税率 (0.25%)

※ 資産割額、従業者割額ともに、1 円単位まで計算します。

- (2) 端数計算の方法

ア 事業所床面積 1 m²の 100 分の 1 未満 (小数点第 3 位以下) を切り捨て

イ 従業者給与総額 1 円未満を切り捨て

ウ 課税標準となる従業者給与総額 1,000 円未満を切り捨て

エ 税額 資産割額と従業者割額の合算後に、100 円未満を切り捨て

- (3) 計算例

- ・課税標準となる事業所床面積 1,300.78 m²
- ・課税標準となる従業者給与総額 123,456,000 円

資産割額 1,300.78 m² × 600 円/m² = 780,468 円 . . . ①

従業者割額 123,456,000 円 × 0.25% = 308,640 円 . . . ②

事業所税額 ①780,468 円 + ②308,640 円 = 1,089,108 円
≒ 1,089,100 円

6 免 税 点

(1) 資産割の免税点

資産割は、那覇市内に所在する各事業所等の事業所床面積の合計が 1,000 m²以下の場合には課税されません。なお、免税点の判定にあたっては非課税床面積を控除した面積で判定します。
(法 701 の 43①)

ア 資産割の免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により、事業所床面積から非課税床面積を控除した面積で判定します。

ただし、課税標準の特例対象床面積及び減免に係る床面積 (P.17・18 参照) は除かれませんが、注意してください。

イ 事業所等に共用部分がある場合は共用部分を含んだ面積で免税点を判定します。

なお、共用部分の計算方法は、P.7 を参照してください。

(2) 従業者割の免税点

従業者割は、那覇市内に所在する各事業所等の従業者数の合計が 100 人以下の場合には課税されません。なお、免税点の判定にあたっては非課税対象施設に係る従業者数を除いて判定します。
(法 701 の 43①)

ア 従業者割の免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。

イ 免税点の判定にあたっては、役員以外の年齢 65 歳以上の従業者、役員以外の障害者、非課税対象施設に係る従業者を除いて判定します。

ウ 免税点の判定における従業者と課税標準における従業者は異なる場合がありますので、P.12 「エ 特殊な勤務形態にある従業者」を参照してください。

エ 課税標準の算定期間を通じて従業者数(※)に著しい変動がある事業所等については、次の計算式により算出した数を算定期間の末日現在の従業者数とみなします。

(法 701 の 43④)

従業者数 = 算定期間の各月末日現在における従業者数の合計 ÷ 当該算定期間の月数

※従業者数に著しい変動がある事業所等とは、当該算定期間の各月末日現在における従業者数のうち、最大の従業者数が最小の従業者数の 2 倍を超える事業所等をいいます。

7 非課税

非課税とは地方税法の規定により、事業所税が課税されないことをいいます。事業所税における非課税対象施設については、別表1「非課税対象施設一覧表」(P.63)のとおりです。

(法701の34)

事業所税の非課税には、人的非課税と用途非課税があります。

人的非課税とは、国、公共団体、公益法人等の法人自体の公益性から非課税とされているものです。

用途非課税とは、特定の用途に供される施設に着目し、非課税とされているものです。

(1) 福利厚生施設

ア 福利厚生施設とは、具体的には体育館、保養所、理髪室、医務室、更衣室、休憩室、娯楽室、食堂、売店、喫茶室、喫煙室等であって、業務に使用されておらず、専ら勤労者の利用に供されるものをいいます。

ただし、タクシー乗務員の仮眠所、制服着用者の更衣室、工場の浴室、研修施設等、業務の性質上設置された施設は、福利厚生施設には該当しません。

イ 福利厚生施設に該当するには、壁又はこれと同等の機能を有する固定物によって仕切られているなど一定の場所に固定された施設であることが必要です。容易に移動可能なロッカーなどで区切られているスペースは福利厚生施設には該当しません。

また、社員寮や社宅については、人の居住の用に供するものであるため、事業所用家屋に該当せず、課税対象とはなりません。

(2) 消防設備等及び防災施設等（特定防火対象物のみ適用されます。）

非課税の対象となる施設等は、百貨店、旅館その他の消防法第17条第1項に規定する防火対象物で、不特定多数の者が出入りするものとして令第56条の43第1項で定める防火対象物に設置される消防用設備等及び防災施設等で、令第56条の43第2項及び第3項に定められるものをいいます。

すなわち、表1「特定防火対象物」(P.60参照)に設置される表2「消防用設備等及び防災施設等」(P.62参照)に限られます。

なお、一般的な事務所用家屋に消防用設備等及び防災施設等が設置されていても、非課税とはなりません。

(3) 路外駐車場

ア 路外駐車場とは、道路の路面以外に設置される自動車の駐車のための施設であって、一般公共の用に供されるものをいいます。

イ 一般公共の用に供される駐車場とは、その利用について一般に公開され、不特定多数の自由な利用に供されるものをいい、時間単位で駐車料金を設定している時間貸し駐車場はこれにあたります。

ウ 非課税となるのは、このうち都市計画法において定められた路外駐車場、駐車場法の規定により届出がされた路外駐車場及び不特定多数の者が利用する公共施設等から一定の距離（概ね 200 m）以内に設置される路外駐車場です。

エ また、非課税床面積には駐車のために供する部分だけでなく、車路・料金徴収所及び機械式駐車場のターンテーブル等も含まれます。

(4) 非課税の適用判定日

非課税規定の適用を受けるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。

(法 701 の 34⑥)

(5) 非課税施設と課税施設に係る共用部分の取扱い

同一の事業所用家屋において、非課税施設と課税施設があり、これらの施設が廊下、階段等で共用している場合、その共用部分は非課税施設に含めません。

※ 社員食堂（非課税施設）に通じる廊下や階段は、課税標準床面積に算入します。

(6) 非課税の適用

ア 公益法人等が収益事業と収益事業以外の事業を併せて行っている場合

収益事業と収益事業以外とを併せて行っている事業所において、非課税規定の適用を受けるものと受けないものとを区分することができないときは、法人税法施行令第 6 条の規定による区分経理の方法に基づき、収益事業以外の事業について非課税の適用があります。

(令 56 の 23)

イ 非課税規定の適用を受ける事業とその他の事業とを併せて行っている場合

非課税規定の適用を受ける事業と、受けない事業に従事した従業員の分量に応じてその者の給与等の額を按分します。

ただし、従事した分量が明らかでない場合は、均等に従事したものとして計算します。

(令 56 の 49)

8 課税標準の特例

課税標準の特例とは地方税法の規定により、事業所税の課税標準となるべき事業所床面積又は従業者給与総額を一定割合で軽減する措置のことをいいます。

事業所税における課税標準の特例対象施設の範囲は、別表2「課税標準の特例対象施設一覧表」(P.65)のとおりです。

(法 701 の 41)

課税標準の特例規定が適用される場合、各条項に掲げる施設に係る事業所床面積又は従業者給与総額から、それぞれの控除割合を乗じて得た面積又は給与総額が、課税標準から控除されます。

※課税標準の特例適用対象床面積及び従業者給与総額に、非課税分は含みません。

ア 課税標準の特例判定日

特例規定の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。

(法 701 の 41③)

イ 特例対象施設と課税対象施設に係る共用部分の取扱い

同一の事業所用家屋において特例対象施設と課税施設とがあり、これらの施設が廊下、階段等を共用している場合、その共用部分は特例対象施設に含めません。

ウ 課税標準の特例の適用

特例規定を受ける事業と、受けない事業とを併せて行っている場合の従業者給与総額の算定は、非課税と同様 (P.16 (6) イ参照) に行います。

エ 課税標準の特例規定の重複適用

別表2 (P.65) に掲げた課税標準の特例のうち、2つ以上の規定に重複して該当する場合は、次の順序に従い適用します。

(令 56 の 71、令附則 16 の 2 の 10)

適用順位	適用条件
1	法 701 の 41①
2	法 701 の 41②
3	法附則 33 の 1①～④

※ 適用順位に従い 1 の規定の適用後の課税標準を基礎として、順次、次の規定が適用されます。

※ 法 701 の 41①の各号の重複適用はありません。

9 減 免

那覇市においては、「那覇市税条例第 1 3 3 条」において減免について定めています。

ア 減免対象施設と減免割合

減免対象施設と減免割合は別表 3 「減免対象施設一覧表」(P.68)に掲げるとおりです。

イ 減免手続 (条 133②)

減免を受けようとする者は、「事業所税減免申請書」(P.57 参照)を納期限までに提出することが必要です。この場合、減免を受けようとする事由を証明する書類を添付していただきます。

ウ 減免の判定

減免の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。

10 休止施設の取扱い

ア 課税標準の算定期間の末日現在に休止状態にあり、かつ、それ以前 6 か月以上継続して休止状態にあった施設をいいます。(課税標準の算定期間における休止状態の期間が 6 か月以上あっても、課税標準の算定期間の末日に休止状態にないもの、休止状態が断続的なものについては休止施設としては取り扱いません)。

イ 休止施設として認められる施設の床面積は、課税標準には含めませんが、免税点判定には含めます(税申告の際に休止施設とわかる資料の提出が必要)。

※ 休止状態とは

事業所用家屋の全部、または一部を現に使用していない状態をいいます。明確に休止施設の部分の床面積が一定期間区画されていることが必要であり、現に事業を行っていない場合であっても、これらの事業に供するための施設の維持補修等が行われており、いつでも使用ができる状態にあるような遊休施設や断続的な休止は含まれません。

また、倉庫や物置等に転用されているものは、休止状態とは認められません。

Ⅲ 課税標準の計算例

1 事業所等の新設・廃止等した場合の課税標準の計算例

事業所等の新設・廃止等には一般的に次のような場合がありますが、その事例ごとに説明します。

No.	区分	具体的な事例	参照ページ
①	新設	那覇市内に事業所等があり、さらに事業所等を市内に新設したとき	20
	廃止	那覇市内に複数の事業所等があり、そのうちいずれかの事業所等を廃止したとき	
②	新設	他都市で事業を行っており、那覇市内に初めて事業所等/new設したとき	21
	廃止	他都市では事業を継続するが、那覇市内のすべての事業所等を廃止したとき	
③	新設	事業を初めて開始し、那覇市内に事業所等/new設したとき	22
	廃止	事業そのものを終了し、すべての事業所等を廃止したとき	
④	拡張	那覇市内に事業所等があり、その事業所敷地内に一部建物を新設又は増設したとき	23
	縮小	那覇市内に事業所等があり、その事業所敷地内の建物を一部取り壊したとき	
⑤		那覇市内に事業所等があり、建替えのため市内に仮事業所/new設又は廃止したとき	24
⑥		法人が合併したとき	25

事例ごとの説明と具体例

①	〔新設〕 那覇市内に事業所等があり、さらに事業所等を市内に新設したとき
	〔廃止〕 那覇市内に複数の事業所等があり、そのうちいずれかの事業所等を廃止したとき

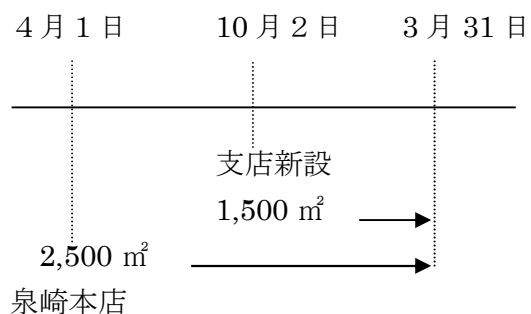
- ・事業そのものは継続して行っているため、新設・廃止した事業所は「課税標準の算定期間の中途において事業所等を新設・廃止した場合」に該当し、次の月割計算によって算定します。

〔新設の事例〕

A社は那覇市泉崎に本店があり事業を行っているが、10月2日に那覇市松尾に支店を新設した。

- ・決算期：3月31日
- ・本店床面積 2,500 m²
- ・支店床面積 1,500 m²

算定期間（4月1日から3月31日）



支店の月割計算

11月から3月までの5ヶ月分

$$1,500 \text{ m}^2 \times 5 \text{ ヶ月} / 12 \text{ ヶ月}^* = 625 \text{ m}^2$$

課税標準となる事業所床面積

本店の床面積… 2,500 m²

支店の床面積… 625 m²

合 計 3,125 m²

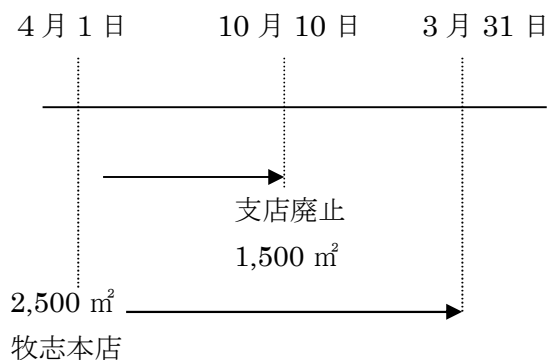
※ 算定期間中途の新設は、新設日の翌月から算定期間末日までの月数で計算します。

〔廃止の事例〕

那覇市牧志に本店のあるB社は、那覇市壺川の支店を10月10日に廃止した。

- ・決算期：3月31日
- ・本店床面積 2,500 m²
- ・支店床面積 1,500 m²

算定期間（4月1日から3月31日）



支店の月割計算

4月から10月までの7ヶ月分

$$1,500 \text{ m}^2 \times 7 \text{ ヶ月} / 12 \text{ ヶ月} = 875 \text{ m}^2$$

課税標準となる事業所床面積

本店の床面積… 2,500 m²

支店の床面積… 875 m²

合 計 3,375 m²

②

〔新設〕他都市で事業を行っており、那覇市内に初めて事業所等を新設したとき

〔廃止〕他都市では事業を継続するが、那覇市内すべての事業所等を廃止したとき

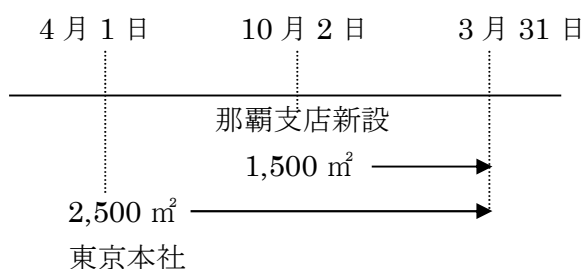
- ・新設の場合、事業そのものは継続して行っているため、「課税標準の算定期間の中途において事業所等を新設した場合」に該当し、次の月割計算によって算定します。
- ・廃止の場合、事業そのものは継続して行っていますが、課税標準の算定期間の末日には那覇市内に事業所等が存在しないため課税されません。

〔新設の事例〕

C社は東京で事業を行っているが、10月2日に那覇市内に支店を新設した。

・決算期：3月31日 ・東京本社床面積 2,500 m² ・那覇支店床面積 1,500 m²

算定期間（4月1日から3月31日）



支店の月割計算

11月から3月までの5ヶ月分

$$1,500 \text{ m}^2 \times 5 \text{ ヶ月} / 12 \text{ ヶ月}^* = 625 \text{ m}^2$$

課税標準となる事業所床面積

支店の床面積…… 625 m²

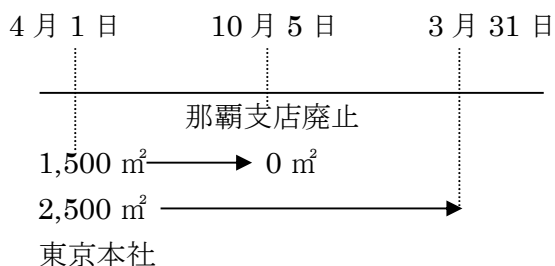
※算定期間中途の新設は、新設日の翌月から算定期間末日までの月数で計算します。

〔廃止の事例〕

D社は東京では事業を継続して行っているが、那覇市内の支店については10月5日に廃止した。

・決算期：3月31日 ・東京本社床面積 2,500 m² ・那覇支店床面積 1,500 m²

算定期間（4月1日から3月31日）



算定期間末日（3月31日）現在には那覇市では事業所床面積が0 m²となり免税点以下であるので課税されません。

課税標準となる事業所床面積

支店の床面積…… 0 m²

③

〔新設〕 事業を初めて開始し、那覇市内に事業所等を新設したとき

〔廃止〕 事業そのものを終了し、すべての事業所等を廃止したとき

- この事例の場合の課税標準の算定期間は「事業の開始の日から事業年度の終了日まで」又は「事業年度開始の日から事業の廃止の日まで（みなし事業年度）」となります。
したがって、月割計算を行ない「課税標準の算定期間の月数が12月に満たない場合」（P.7エ参照）に該当し、次の算式によりもとめます。

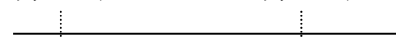
〔新設の事例〕

E社は10月15日に初めて事業を開始し、那覇市内に本社事務所を新設した。

- ・決算期：3月31日
- ・本社床面積 1,500 m²

算定期間（10月15日から3月31日）

10月15日 3月31日

1,500 m²

本社

算定期間の末日（3月31日）現在、
免税点を超過しているため課税対象となります。

本社の月割計算

10月から3月までの6ヶ月分

課税標準となる事業所床面積

$$1,500 \text{ m}^2 \times 6 \text{ ヶ月} / 12 \text{ ヶ月} = 750 \text{ m}^2$$

〔事業廃止の事例〕

F社は10月15日に事業を廃止し、那覇市内の本社を廃止した。（みなし事業年度）

- ・決算期：3月31日
- ・本社床面積 1,500 m²

算定期間（4月1日から10月15日）

4月1日 10月15日

1,500 m²

本社

解散（この日が算定期間の末日となります）

算定期間の末日（10月15日）現在、
免税点を超過しているため課税対象となります。

本社の月割計算

4月から10月までの7ヶ月分

課税標準となる事業所床面積

$$1,500 \text{ m}^2 \times 7 \text{ ヶ月} / 12 \text{ ヶ月} = 875 \text{ m}^2$$

④	[拡張] 那覇市内に事業所等があり、その事業所敷地内に建物を新設又は増設したとき [縮小] 那覇市内に事業所等があり、その事業所敷地内の建物を一部取り壊したとき
---	---

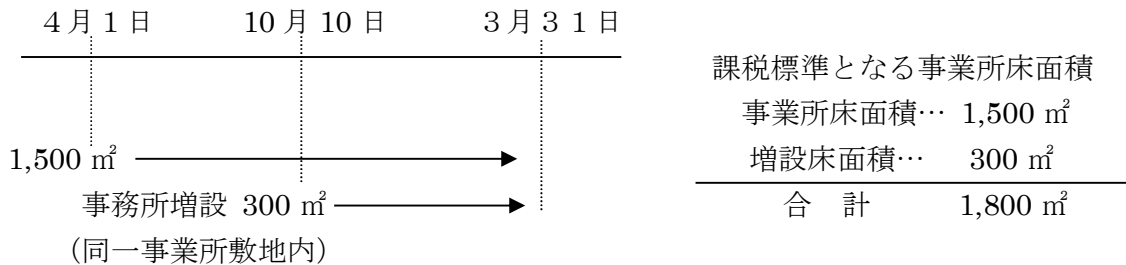
- ・同一事業所敷地内における建物の床面積の増減は、事業所の新設・廃止には該当せず課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積が課税標準となります。

[拡張の事例]

G社は那覇市内で事業を行っているが、10月10日に同一事業所敷地内に新たに事務所を増設した。

- ・決算期：3月31日
- ・事業所床面積 1,500 m²
- ・増設事業所床面積 300 m²

算定期間（4月1日から3月31日）

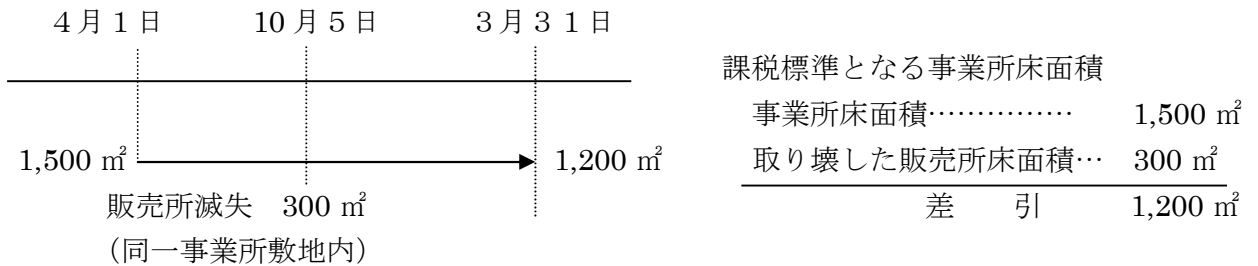


[縮小の事例]

H社は那覇市内で事業を行っているが、10月5日に同一事業所敷地内にある販売所を取り壊した。

- ・決算期：3月31日
- ・事業所床面積 1,500 m²
- ・取り壊した販売所床面積 300 m²

算定期間（4月1日から3月31日）



⑤

那覇市内に事業所等があり、建替えのため市内に仮事業所を新設又は廃止したとき

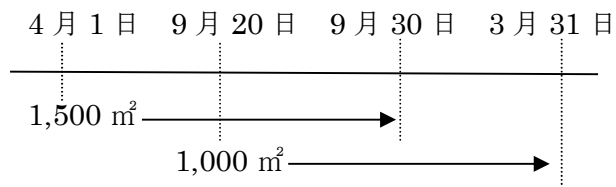
- ・那覇市内事業所を取り壊し、建替え中は市内の別の場所に仮事業所を新設して事業を行った場合
また、建替え後に仮事業所を廃止した場合は、それぞれ事業所の新設・廃止として取り扱います。
- ・ただし、建替え中に本社と同一敷地内に仮社屋を新設し、事業を行った場合は新設廃止の月割計算はせず、算定期間末日現在の床面積が課税標準となります。

〔建替え中の事例〕

I社は那覇市内で事業を行っているが、9月30日に本社を取り壊し、10月1日から賃貸ビルを仮社屋として本社を移転し、事業を行った。

- ・決算期3月31日
- ・本社床面積 1,500 m² ・仮社屋床面積 1,000 m² ・仮社屋の賃貸借契約日 9月20日

算定期間（4月1日から3月31日）



本社の月割計算

4月から9月までの6ヶ月分
 $1,500 \text{ m}^2 \times 6 \text{ ヶ月} / 12 \text{ ヶ月} = 750 \text{ m}^2 \text{ (A)}$

仮社屋の月割計算

10月から3月までの6ヶ月分
 $1,000 \text{ m}^2 \times 6 \text{ ヶ月} / 12 \text{ ヶ月} = 500 \text{ m}^2 \text{ (B)}$

課税標準となる事業所床面積

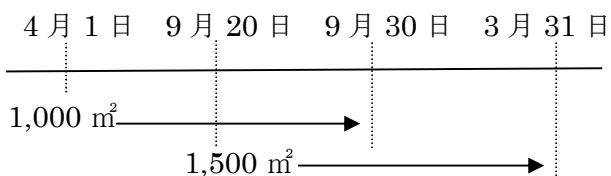
 $750 \text{ m}^2 \text{ (A)} + 500 \text{ m}^2 \text{ (B)} = 1,250 \text{ m}^2$

〔建替え後の事例〕

I社は那覇市内の本店を建替え、9月30日に仮社屋を廃止して10月1日から新社屋での事業を開始した。

- ・決算期3月31日
- ・仮社屋床面積 1,000 m² ・新社屋床面積 1,500 m² ・新社屋への引っ越し開始日 9月20日

算定期間（4月1日から3月31日）



仮社屋の月割計算

4月から9月までの6ヶ月分
 $1,000 \text{ m}^2 \times 6 \text{ ヶ月} / 12 \text{ ヶ月} = 500 \text{ m}^2 \text{ (A)}$

新社屋の月割計算

10月から3月までの6ヶ月分
 $1,500 \text{ m}^2 \times 6 \text{ ヶ月} / 12 \text{ ヶ月} = 750 \text{ m}^2 \text{ (B)}$

課税標準となる事業所床面積

 $500 \text{ m}^2 \text{ (A)} + 750 \text{ m}^2 \text{ (B)} = 1,250 \text{ m}^2$

⑥	法人が合併したとき 〔吸収合併〕 J社がK社を吸収合併したとき 〔対等合併〕 L社がM社と対等合併し、新たにN社を設立したとき
---	---

〔吸収合併〕 J社がK社を吸収合併したとき

ア 異なる敷地に事業所がある場合

K社は当該事業の廃止の日における事業所床面積で免税点判定を行い、課税標準を算定した上で事業廃止の日から2月以内に申告します。

J社は免税点の判定においては旧K社にかかる事業所床面積を加算して判定し、課税標準の算定においては算定期間の中で事業所等が新設されたものとして月割計算を行った上で事業終了の日から2月以内に申告します。

イ 同じ敷地に事業所がある場合

K社は当該事業の廃止の日における事業所床面積で免税点判定を行い、課税標準を算定した上で事業廃止の日から2月以内に申告します。

J社は免税点の判定においても課税標準の算定においても旧K社にかかる事業所床面積を加算した算定期間末日時点の事業所床面積で計算して事業終了の日から2月以内に申告します（月割はありません）。

〔対等合併〕 L社がM社と対等合併し、新たにN社を設立したとき

L社、M社はそれぞれ事業廃止の日における事業所床面積で免税点判定を行い、課税標準を算定した上で事業廃止の日から2月以内に申告します。

N社は算定期間末日時点の事業所床面積で計算して事業終了の日から2月以内に申告します。異なる敷地に事業所がある場合も、同じ敷地に事業所がある場合も同じ取扱いです。

2 一般事務所（自社ビル）の場合の計算例 ※資産割・従業員割の例

・決算期：3月31日

[泉崎の本社]

・事業所床面積	900.31 m ²
・社員食堂	80 m ²
・従業員	70人
(うち、障害者及び65歳以上の従業員 10人)	
・給与支払総額	246,000,000円
(うち、障害者及び65歳以上の従業員給与総額 35,025,000円)	

[松尾の営業所]

・事業所床面積	820.20 m ²
・休憩室	20 m ²
・従業員	45人
・給与支払総額	157,500,000円

(1) 免税点判定

ア 資産割：事業所床面積－非課税床面積で判定

① 事業所床面積は那覇市内のすべての事業所床面積を合計します。

$$900.31 \text{ m}^2 + 820.20 \text{ m}^2 = 1,720.51 \text{ m}^2$$

② 社員食堂、休憩室は福利厚生施設として非課税対象施設に該当します。

$$80 \text{ m}^2 + 20 \text{ m}^2 = 100 \text{ m}^2$$

$(1,720.51 \text{ m}^2 - 100 \text{ m}^2) > 1,000 \text{ m}^2$ で免税点を超えるため、資産割の課税対象となります。

イ 従業員割：従業員数－非課税従業員数で判定

① 従業員数は、障害者及び65年以上の従業員を除く、那覇市内のすべての事業所の従業員を合計します。

$$70 \text{ 人} + 45 \text{ 人} - 10 \text{ 人} = 105 \text{ 人}$$

$(70 \text{ 人} + 45 \text{ 人} - 10 \text{ 人}) > 100 \text{ 人}$ で免税点を超えるため、従業員割の課税対象となります。

(2) 課税標準の計算

ア 資産割：事業所床面積－非課税床面積－控除床面積で計算

① 事業所床面積－非課税床面積－控除床面積＝課税標準床面積

$$1,720.51 \text{ m}^2 - 100.00 \text{ m}^2 - 0 \text{ m}^2 = 1,620.51 \text{ m}^2$$

イ 従業員割：従業員給与総額－非課税従業員給与総額－控除従業員給与総額で計算

② 従業員給与総額（障害者、65歳以上の者を除く）－非課税従業員給与総額－控除従業員給与総額＝課税標準給与総額

$$(246,000,000 \text{ 円} + 157,500,000 \text{ 円} - 35,025,000 \text{ 円}) - 0 \text{ 円} - 0 \text{ 円} = 368,475,000 \text{ 円}$$

(3) 税額の計算

課税標準×税率で求めた資産割額と従業員割額の合算額の100円未満を切り捨て

資産割額	従業員割額	合計
$(1,620.51 \text{ m}^2 \times 600 \text{ 円/m}^2)$	$(368,475,000 \text{ 円} \times 0.25 / 100)$	$= 1,893,493 \text{ 円}$

納付すべき事業所税額 1,893,400円

3 一般事務所（貸ビル）の場合の計算例

※ 資産割あり（共用部分あり。課税標準の特例なし）・従業者割なし（免税点以下）の例

- ・ビル所有者：那覇太郎 ※ビル所有者は、貸付申告書の提出義務があります。
- ・ビルテナント：A社、B社、C社（貸ビルに入居し事業を行っている）
- ・決算期：A社（3月31日）、B社（5月31日）、C社（3月31日）

ビル全体	4,800 m ²	
C社	700 m ²	共用 部分 1,200 m ²
B社	800 m ²	
A社	2,100 m ² （うち、社員食堂 100 m ² ）	
専用部分計	3,600 m ²	

※ 共用部分はA社、B社、C社が使用しているため、専用面積で按分します。

(1) 免税点判定

事業所床面積－非課税床面積で判定

$$A社：2,100 \text{ m}^2 + 1,200 \text{ m}^2 \times \frac{2,100 \text{ m}^2 \text{ (A社部分)}}{3,600 \text{ m}^2 \text{ (A、B、C社の合計)}} = 2,800 \text{ m}^2 \text{ (事業所床面積)}$$

$$2,800 \text{ m}^2 - \text{非課税部分 (食堂 100 m}^2) = \underline{2,700 \text{ m}^2} \rightarrow \text{免税点超}$$

$$B社：800 \text{ m}^2 + 1,200 \text{ m}^2 \times \frac{800 \text{ m}^2 \text{ (B社部分)}}{3,600 \text{ m}^2 \text{ (A、B、C社の合計)}} = \underline{1,066.66 \text{ m}^2} \rightarrow \text{免税点超}$$

$$C社：700 \text{ m}^2 + 1,200 \text{ m}^2 \times \frac{700 \text{ m}^2 \text{ (C社部分)}}{3,600 \text{ m}^2 \text{ (A、B、C社の合計)}} = \underline{933.33 \text{ m}^2} \rightarrow \text{免税点以下}$$

(2) 課税標準の計算

事業所床面積－非課税床面積－控除床面積で計算

$$A社：2,800 \text{ m}^2 - 100.00 \text{ m}^2 - 0 \text{ m}^2 = 2,700 \text{ m}^2$$

$$B社：1,066.66 \text{ m}^2 - 0 \text{ m}^2 - 0 \text{ m}^2 = 1,066.66 \text{ m}^2$$

C社：免税点以下

(3) 税額の計算

課税標準×税率で求めた資産割額と従業者割額の合算額の100円未満を切り捨て（従業者割は免税点以下のため課税なし） ※納付すべき事業所税額は下線で引かれた額です。

$$A社：2,700 \text{ m}^2 \times 600 \text{ 円/m}^2 + 0 \text{ 円} = \underline{1,620,000 \text{ 円}}$$

$$B社：1,066.66 \text{ m}^2 \times 600 \text{ 円/m}^2 + 0 \text{ 円} = 639,996 \text{ 円} \approx \underline{639,900 \text{ 円}}$$

C社：免税点以下のため納付税額なし。ただし、800 m²を超えているので申告が必要。

4 ホテルの場合の計算例 ※資産割あり（月割計算）・従業者割なし（免税点以下）の例

・決算期：3月31日 ・令和2年6月5日新設 ・建物延床面積 3,300 m²

〔建物の概要：那覇市に新たに事業所開設〕

① 客室部分面積	2,000 m ²	⑨ 非常用エレベーター	94 m ²
② 事務所	24 m ²	⑩ 避難階段	140 m ²
③ フロント・ロビー	60 m ²	⑪ 避難通路	600 m ²
④ 食堂（宿泊者用）・厨房	130 m ²		(P.62表2の14(1)該当する場合)
⑤ リネン室	24 m ²	⑫ 消防・防災設備（消火栓等）	160 m ²
⑥ 食品庫・倉庫	21 m ²	⑬ 休憩室	12 m ²
⑦ 中央管理室	25 m ²	⑭ 仮眠室	10 m ²
⑧ (⑦のうち消防用設備操作盤)	5 m ²		

(1) 免税点判定

事業所床面積－非課税床面積で判定

※ 当該ホテルの非課税施設

・消防用設備等・防災施設 ※ホテルは特定防火対象物に該当：P.60～62参照

・福利厚生施設 ※当事例の場合、仮眠室は業務上必要とされる施設であるため、非課税施設に該当しません。

区分	非課税施設	面積	非課税割合	非課税面積
消防・ 防災	⑦ 中央管理室 (⑧を除いた面積)	20 m ²	1/2	10 m ²
	⑧ 消防用設備操作盤	5 m ²	全部	5 m ²
	⑨ 非常用エレベーター	94 m ²	全部	94 m ²
	⑩ 避難階段	140 m ²	全部	140 m ²
	⑪ 避難通路 (P.62表2の14(1))	600 m ²	全部	600 m ²
	⑫ 消防・防災設備 (消火栓等)	160 m ²	全部	160 m ²
福利厚生	⑬ 休憩室	12 m ²	全部	12 m ²
				1,021 m ²

免税点判定

$$3,300 \text{ m}^2 - 1,021 \text{ m}^2 = 2,279 \text{ m}^2 > 1,000 \text{ m}^2 \rightarrow \text{免税点超}$$

(2) 課税標準の計算

事業所床面積－非課税床面積－控除床面積で計算

※ ホテルの特例対象施設

客室、食堂、広間、ロビー、機械室等で専ら宿泊客の利用に供する施設です (P.65 別表 2 参照)。
また、事務所部分は特例対象施設となりません。

※ 特例の適用は、旅館業法に規定するホテル営業等の用に供する施設に限ります (風俗関連営業用施設を除く)。

特例対象施設	面積	控除割合	控除面積
① 客室部分	2,000 m ²	1 / 2	1,000 m ²
③ フロント・ロビー	60 m ²		30 m ²
④ 食堂 (宿泊者用)・厨房	130 m ²		65 m ²
⑤ リネン室	24 m ²		12 m ²
			計 1,107 m ²

課税標準となる事業所床面積

※ 事業所床面積－非課税床面積－控除床面積×月割計算＝課税標準となる事業所床面積

※ 令和 2 年 6 月 5 日に事務所を新設しているため、月割計算となります。

$$(3,300 \text{ m}^2 - 1,021 \text{ m}^2 - 1,107 \text{ m}^2) \times 9 \text{ ヶ月} / 12 \text{ ヶ月} = 879 \text{ m}^2$$

算定期間中途の新設は、新設日の翌月から算定期間末日までの月数で計算します。

そのため、新設日 (6 月 5 日) の翌月から起算した、7 月から 3 月までの 9 ヶ月分となります。

(3) 税額の計算

課税標準×税率で求めた資産割額と従業者割額の合算額の 100 円未満を切り捨て (従業者割は免税点以下のため課税なし)

$$879 \text{ m}^2 \times 600 \text{ 円} / \text{m}^2 + 0 \text{ 円} = 527,400 \text{ 円}$$

納付すべき事業所税額 527,400 円

5 倉庫業の場合の計算例 ※資産割あり（減免あり）・従業者割なし（免税点以下）の例

・決算期：3月31日 ・事業所総床面積 3,870.00 m² ・従業者 110人

[建物の内訳]	[従業者の内訳]
事務所 520.00 m ²	一般従業者 75人
倉庫 3,200.50 m ²	65歳以上の者 35人
休憩室 149.50 m ²	

(1) 免税点判定

ア 資産割：事業所床面積－非課税床面積で判定

$$3,870 \text{ m}^2 - 149.5 \text{ m}^2 (\text{休憩室}) = 3,720.5 \text{ m}^2 > 1,000 \text{ m}^2 \rightarrow \text{免税点超}$$

イ 従業者割：従業者数－非課税従業者数で判定

65歳以上の者は課税対象となる従業者には含まれないため、それを除いた従業者数で免税点判定を行います。

$$110 \text{ 人} - 35 \text{ 人 (65歳以上の者)} = 75 \text{ 人} < 100 \text{ 人} \rightarrow \text{免税点以下 (課税なし)}$$

(2) 課税標準の計算

事業所床面積－非課税床面積－控除床面積で計算

※ 倉庫の特例対象施設

倉庫業法に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫です（P.65別表2参照）。
なお、事務所部分は特例対象施設となりません。

特例対象施設	面積	控除割合	控除床面積
倉庫	3,200.50 m ²	3 / 4	2,400.37 m ²

課税標準となる床面積

※ 事業所床面積－非課税床面積－控除床面積×月割計算＝課税標準となる事業所床面積

$$3,870 \text{ m}^2 - 149.5 \text{ m}^2 (\text{休憩室}) - 2,400.37 \text{ m}^2 = 1,320.13 \text{ m}^2$$

(3) 税額の計算（減免前） ※ 申告書に記載する税額となります。

課税標準×税率で求めた資産割額と従業者割額の合算額の100円未満を切り捨て（従業者割は免税点以下のため課税なし）

$$1,320.13 \text{ m}^2 \times 600 \text{ 円/m}^2 + 0 \text{ 円} = 792,078 \text{ 円} \div \underline{792,000 \text{ 円}} \text{（減免前の事業所税額）}$$

※ 市内の倉庫業に供する倉庫の床面積合計が3万m²未満である場合、減免の適用が受けられます（P.68別表3参照）。減免の適用を受ける場合は、(4)以降もご確認ください。

(4) 減免額の計算 ※ 減免申告書と減免を受けようとする事由を証明する書類の提出が必要です。

まずは、減免適用対象となる床面積に減免割合を乗じて、減免事業所床面積（減免される事業所床面積）を算出します。

次に、減免事業所床面積に税率を乗じて、減免額を算出します。

減免対象施設	減免適用対象床面積 ※1	減免割合	減免事業所床面積
倉庫	800.13 m ²	全部	800.13 m ²

※1 減免適用対象床面積

減免適用対象床面積は、特例控除対象施設と同じ倉庫部分であるため、控除後の床面積が減免対象となります（3,200.50 m² - 2,400.37 m² = 800.13 m²）。

資産割の減免額

※ 減免事業所床面積 × 税率 = 資産割減免額

$$800.13 \text{ m}^2 \times 600 \text{ 円/m}^2 = 480,078 \text{ 円}$$

(5) 税額の計算（減免後の納付すべき税額）

まずは、減免前の資産割額から減免額を引き、減免後資産割額を算出します。

次に、減免後資産割額と従業者割額の合算額の100円未満を切り捨てします（従業者割は免税点以下のため課税なし）。

減免後資産割額

※減免前資産割額 - 減免額 = 減免後資産割額

$$792,078 \text{ 円} - 480,078 \text{ 円} = 312,000 \text{ 円}$$

減免後の事業所税額

※減免後資産割額 + 従業者割額 = 減免後の事業所税額

$$312,000 \text{ 円} + 0 \text{ 円} = 312,000 \text{ 円}$$

$$\underline{\text{減免後の事業所税額（納付すべき事業所税額）}} \quad \underline{527,400 \text{ 円}}$$

IV みなし共同事業

1 みなし共同事業の概要

事業主が下記4の「特殊関係者の範囲」に掲げる一定の特殊関係者を有している場合、当該事業主は「特殊関係者を有する者」となります。その特殊関係者の事業が事業主（特殊関係者を有する者）と同一家屋内（同一棟の建物）で行われている場合、当該特殊関係者が行う事業は、事業主（特殊関係者を有する者）との共同事業とみなされ、事業主と特殊関係者が連帯して納税義務を負います。

(法 701 の 32②、令 56 の 21②)

2 免税点判定

特殊関係者を有する者の免税点判定は、事業主（特殊関係者を有する者）が単独で行っている事業所等床面積又は従業者数と、共同事業とみなされた特殊関係者の事業所等床面積又は従業者数を合算して行います。したがって、自己の事業所等のみでは免税点を超えない場合でも、特殊関係者を有する場合には免税点を超え、課税となることがありますのでご注意ください。

(令 56 の 75②)

3 課税標準の算定

特殊関係者を有することにより共同事業とみなされる事業がある場合でも、特殊関係者を有する者及び特殊関係者の課税標準は、それぞれ単独で行っている自己の事業所床面積又は従業者給与総額だけが課税対象となります。

(令 56 の 51②)

4 特殊関係者の範囲

特殊関係者とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

(令 56 の 21)

特殊関係者となる個人

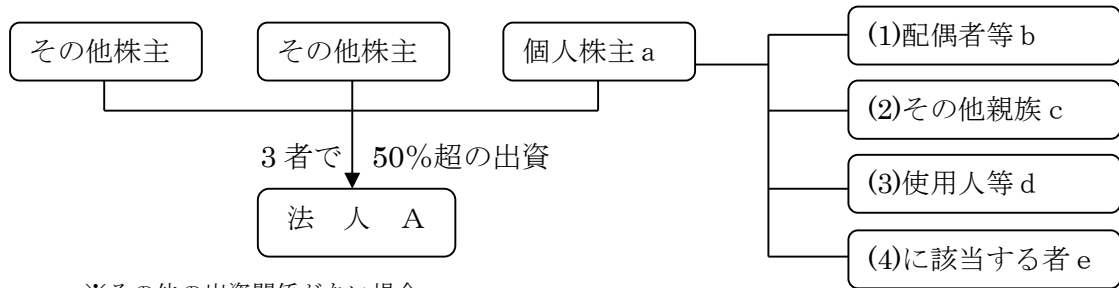
	地方税法 施行令	特 殊 関 係 者	例
(1)	令 5①-1	判定対象者（あなた個人）の配偶者、直系血族、兄弟姉妹	ア オ
(2)	令 5①-2	判定対象者（あなた個人）の 6 親等内の血族及び 3 親等内の姻族（上記(1)を除く）であなたと生計を一にし、あなたから受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの	ア
(3)	令 5①-3	判定対象者（あなた個人）の使用人その他の個人で（上記(1)(2)を除く）あなたから受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持しているもの	ア
(4)	令 5①-4	判定対象者（あなた個人）に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人（上記(1)(2)を除く）及びその者と上記(1)～(3)のいずれかに該当する個人	ア
(5)	令 5①-5	判定対象者（貴社）が同族会社 ⁵ である場合に、その判定の基礎となった株主又は社員である個人及びその者と上記(1)～(4)のいずれかに該当する関係がある個人	ア オ

特殊関係者となる法人

	地方税法 施行令	特 殊 関 係 者	例
(6)	令 5①-6	判定対象者（貴社）を判定の基礎として同族会社に該当する会社	ア イ ウ エ オ
(7)	令 5①-7	判定対象者（貴社）が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主又は社員（これらの者と(1)～(4)までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社	エ オ

⁵ 同族会社とは、株主等の 3 人以下並びにこれらと親族などの特殊な関係にある個人や法人を判定の基礎として、その有する株式の総数又は出資金の合計額が、その会社の発行済株式の総数又は出資金額の半分を超える会社をいいます。
(法人税法第 2 条第 10 項、法人税法施行令第 4 条)

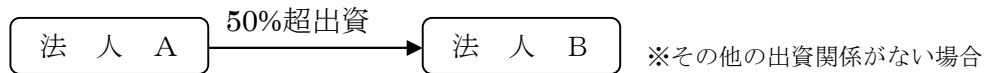
(例ア)



※その他の出資関係がない場合

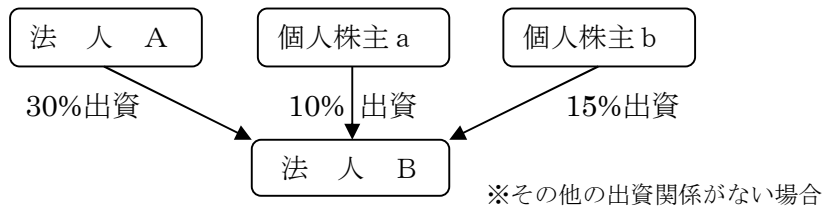
判定対象者	該当条項	特殊関係者
個人株主 a	令 5①-1	配偶者等 b
	令 5①-2	その他親族 c
	令 5①-3	使用人等 d
	令 5①-4	(4)に該当する者 e
	令 5①-6	法人 A
法人 A	令 5①-5	個人株主 a、b、c、d、e

(例イ)



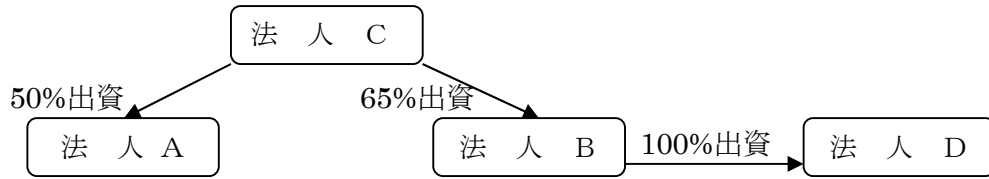
判定対象者	該当条項	特殊関係者
法人 A	令 5①-6	法人 B
法人 B	—	—

(例ウ)



判定対象者	該当条項	特殊関係者
法人 A	令 5①-6	法人 B
個人株主 a	令 5①-6	法人 B
個人株主 b	令 5①-6	法人 B
法人 B	令 5①-5	個人株主 a、個人株主 b

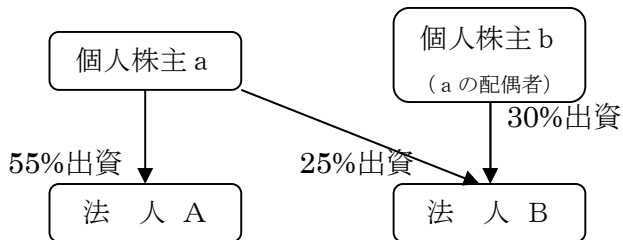
(例エ)



※その他の出資関係がない場合

判定対象者	該当条項	特殊関係者
法人 A	令 5①-7	法人 B、法人 D
法人 B	令 5①-6	法人 D
	令 5①-7	法人 A
法人 C	令 5①-6	法人 A、法人 B
法人 D	—	—

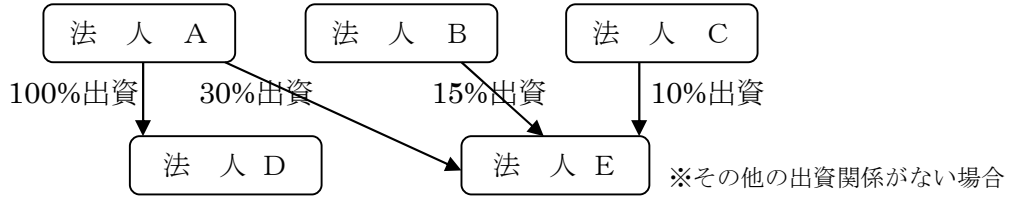
(例オ)



※その他の出資関係がない場合

判定対象者	該当条項	特殊関係者
個人株主 a	令 5①-1	個人株主 b
	令 5①-6	法人 A、法人 B
個人株主 b	令 5①-1	個人株主 a
	令 5①-6	法人 B
法人 A	令 5①-5	個人株主 a、個人株主 b
	令 5①-7	法人 B
法人 B	令 5①-5	個人株主 a、個人株主 b
	令 5①-7	法人 A

(例カ)



判定対象者	該当条項	特殊関係者
法人A	令 5①-6	法人D, 法人E
法人B	令 5①-6	法人E
法人C	令 5①-6	法人E
法人D	—	—
法人E	令 5①-7	法人D

※ EはA, B, Cを判定の基礎として同族会社であり、判定の基礎となる株主等の一部であるAを判定の基礎として同族会社となるDは特殊関係者となるが、Dから見た場合、判定の基礎となる株主等であるAだけではEは同族会社とならないため、特殊関係者にならない。

5 みなし共同事業に該当する場合の免税点判定と課税標準算定

(例1) 同一家屋のみに事業所がある場合（他に事業所がない場合）

A法人 700 m ² （うち非課税 35 m ² ） 40人 給与総額 2 億円	B法人 950 m ² （うち非課税 40 m ² ） 100人 給与総額 4.5 億円（うち非課税 5人 2,250 万円）
---	---

①P.34（例イ）の場合

判定対象者	特殊関係者	区分	免税点の判定 ※判定対象者+（特殊関係者）で判定	課税標準 ※判定対象者のみで算定
A法人	B法人	資産割	665 m ² + (910 m ²) = 1,575 m ²	665 m ²
		従業者割	40人+ (95人) = 135人	2 億円
B法人	—	資産割	910 m ²	—
		従業者割	95人	—

②P.35（例エ）の場合（A、B相互に特殊関係者に該当）

判定対象者	特殊関係者	区分	免税点の判定 ※判定対象者+（特殊関係者）で判定	課税標準 ※判定対象者のみで算定
A法人	B法人	資産割	665 m ² + (910 m ²) = 1,575 m ²	665 m ²
		従業者割	40人+ (95人) = 135人	2 億円
B法人	A法人	資産割	(665 m ²) + 910 m ² = 1,575 m ²	910 m ²
		従業者割	(40人) + 95人 = 135人	4 億 2,750 万円

(例2) 同一家屋以外に事業所がある場合

P.35（例エ）の場合（A、B相互に特殊関係者に該当）

A法人 おもろまち本社 700 m ² （うち非課税 35 m ² ） 40人 給与総額 2 億円	B法人 500 m ² 40人 給与総額 2 億円	A法人 泉崎営業所 250 m ² 25人 給与総額 1 億円
---	--	--

判定対象者	特殊関係者	区分	免税点の判定 ※判定対象者+（特殊関係者）で判定	課税標準 ※判定対象者のみで算定
A法人	B法人	資産割	665 m ² +250 m ² + (500 m ²) = 1,415 m ²	915 m ²
		従業者割	40人+25人+ (40人) = 105人	3 億円
B法人	A法人	資産割	(665 m ²) + 500 m ² = 1,165 m ²	500 m ²
		従業者割	(40人) + 40人 = 80人	—

(例3) 事業年度中途に特殊関係者の事業所の存する家屋内に事業所を移転し、「みなし共同事業」に該当することとなった場合

免税点判定は算定期間末日現在の状況で行うため、みなし共同事業にかかる特殊関係者の床面積及び従業者数を合算します。課税標準は月割計算があります。

※ みなし共同事業に該当する場合には、みなし共同事業に関する明細書を添付してください。明細書の記載方法は P.59 を参照してください。

V 事業所税の税務調査

事業所税は「申告納付」の方法によるものですが、課税の適正化を図るため、随時電話や訪問による調査事務を実施させていただいています。調査時には、建築図面・平面図、申告数値の明細資料等の提出をお願いすることがありますのでご協力をお願いします。また、ご不明な点がございましたら、那覇市役所資産税課償却資産グループまでお問い合わせ下さい。

なお、調査に伺う職員は徴税吏員証を携帯しておりますので、必要の際はご確認下さい。

(法 701 の 35)

VI 申告及び納付

事業所税の申告は、下記の通りとなっています。

申告区分	申告義務者	申告（納付）期限	記載要領
事業所税の納付申告 (法 701 の 46、47、 条 129①、②)	那覇市内に所在する 事業所等の合計床面 積が 1,000 m ² を超える 場合又は合計従業者 数が 100 人を超える 事業者 ※非課税部分を除く	法人 事業年度終了の日か ら 2 月以内 個人 翌年 3 月 15 日まで	納付申告書（第 44 号様 式及び別表 1~4） P.42~51
事業所税の免税点以 下申告 (条 129④)	那覇市内に所在する 事業所等の合計床面 積が 800 m ² を超える 場合又は合計従業者 数が 80 人を超える事 業者 ※非課税部分を除く		免税点以下申告書 P.52~53
事業所等の新設・廃止 申告 (法 701 の 52①、条 131①)	那覇市内の事業所等 を新設又は廃止した 事業者	新設又は廃止の日か ら 1 月以内	事業所等の新設・廃止申 告書 P.54~55
事業所用家屋の貸付 等申告 (法 701 の 52②、条 131②)	事業所用家屋の貸付 を行う者又は既に申 告した貸付用家屋に 異動が生じた場合の 貸付を行う者	貸付又は異動の日か ら 1 月以内	事業所等の貸付申告書 P.56

※法律又は条例で定める申告（納付）期限が、土曜日、日曜日、祝日又は 12 月 29 日～1 月 3 日に該当するときは、これらの日の翌日とその期限となります。なお、申告書が郵便又は信書便により提出されたときは、通信日付印により表示された日に提出されたものとみなされます。

(法 20 の 5②、法 20 の 5 の 3)

※みなし共同事業に該当する場合は、税申告書に「みなし共同事業に関する明細書」(P.59 参照)を添付してください。

1 申告書及び納付書について

申告書及び納付書は法人については事業年度終了の日の翌月、個人については毎年1月に郵送しておりますが、届いていない場合や初めての申告の場合はご連絡ください。また、那覇市ホームページ (<http://www.city.naha.okinawa.jp/>) の「[申請書ダウンロードサービス](#)」よりダウンロードできますので、ご利用ください。

2 事業所税の申告方法

申告書等を郵送により提出される場合は、下記提出先へお願いします。

申告書を郵送で提出いただく場合で控えの返送を希望される場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

窓口へ直接提出される場合で市役所地下駐車場を利用される方は、有料（60分以内100円）となりますのでご了承ください。

電子申告（エルタックス）による提出も可能です。

【申告書等提出先】 那覇市役所 資産税課 償却資産グループ 事業所税担当
 (郵送) 〒900-8585 那覇市泉崎 1-1-1
 (窓口) 那覇市役所 本庁舎 3階 41番窓口 電話：098-862-5320

※マイナンバー（個人番号又は法人番号）を記載した申告書等の提出時における「本人確認」について

平成28年1月1日以後に開始する課税期間に係る申告については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」とする）に基づく個人番号又は法人番号の記載が必要となります。申告書等提出の際に、個人の場合は番号確認（正しい番号であることの確認）及び身元確認（番号を提供する者が正しい持ち主であることの確認）をさせていただきます（法人の場合は番号が公表されているため、不要です）。下記の書類をご準備ください。

①本人が申告書等を提出する場合（郵送の場合は写しを同封してください）

番号確認	身元確認
○個人番号カード (裏面)	個人番号カード（表面）
(いずれか1点) ○通知カード ○個人番号が表示された住民票の写し	(いずれか1点) 運転免許証、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード又は特別永住者証明書、税理士証票、写真付学生証、写真付身分証明書、戦傷病者手帳、 (いずれか2点) 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書、地方税・国税・社会保険・公共料金の領収書、印鑑登録証明書、戸籍の附票の写しで氏名及び住所又は生年月日が記載されたもの

②代理人が申告書等を提出する場合（郵送の場合は写しを同封してください）

本人の番号確認	代理人の身元確認	代理権の確認
(いずれか1点) ○本人の個人番号カード(両面) ○本人の通知カード ○個人番号が表示された住民票の写し	(いずれか1点) 個人の場合：個人番号カード(表面)、運転免許証、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード又は特別永住者証明書、税理士証票、写真付学生証、写真付身分証明書、戦傷病者手帳 法人の場合：登記事項証明書及び当該法人との関係を称する書類	委任状(任意代理人の場合)、戸籍謄本(法定代理人の場合)

3 期限後申告等について

(1) 決定・期限後申告

ア 決定（法 701 の 58②）

市長は、申告書を提出すべき者が当該申告書を提出しなかった場合には、その調査によって、申告すべき課税標準額及び税額を決定します。

イ 期限後申告（法 701 の 49①）

申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、法 701 の 58④の規定による決定の通知があるまでは申告納付することができます。

(2) 修正申告・更正の請求

ア 修正申告（法 701 の 49②）

申告書に記載した課税標準又は税額が過小であったため、不足額を生じることとなる場合は、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額を納付してください。

イ 更正の請求（法 20 の 9 の 3 ①）

申告書に記載した課税標準又は税額の計算が、法令の規定にしたがっていなかった場合、又はその計算に誤りがあったことにより納付税額が過大である場合は、申告納付期限から 5 年以内に限り更正の請求ができます。

なお、更正の請求の際は「更正の請求書」を提出してください。

4 延滞金（法 701 の 59・60）

申告期限後に事業所税を納付する場合は、当該税額に申告期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて、法定割合等乗じて計算した延滞金が加算されます。

※ 申告期限・・・法人は事業年度終了の日から 2 月以内、個人は翌年 3 月 15 日まで

(1) 申告期限までに申告した場合 申告期限の翌日から一月を経過する日までの期間
(2) 申告期限後に申告した場合 申告期限の翌日から提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過するまでの期間
(3) 修正申告をした場合 申告期限の翌日から提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過するまでの期間
(4) 更正又は決定の場合 申告期限の翌日から通知をした日までの期間とその日の翌日から指定納期限経過後一月を経過するまでの期間
(5) 徴収の猶予を受けた場合 その期間

5 加算金

(1) 過小申告加算金（法 701 の 61①）

期限内に申告書を提出した場合で、当該申告税額が過小であった場合は、市長のなす更正により増加する税額の 10%相当額の過小申告加算金が課されます。

(2) 不申告加算金（法 701 の 61②）

次の各号の一つに該当する場合は、納付すべき税額に 15%の割合を乗じた加算金が課されます。

- ① 期限後に申告書を提出した場合又は市長が税額等を決定した場合
- ② 期限後に申告書を提出後、修正申告書を提出した場合又は市長が更正した場合
- ③ 市長が税額等を決定後、修正申告書を提出した場合又は市長が更正した場合

ただし、期限後に申告書の提出があった場合又は修正申告書の提出があった場合は、それらの申告が市長による決定又は更正を予知してなされたときを除き、5%相当額になります。

(法 701 の 61④)

(3) 重加算金（法 701 の 62）

過小申告加算金又は不申告加算金が課される場合で、それが課税標準の計算の基礎となるべき事実を隠ぺい又は仮装したことによる場合には、重加算金（過小申告加算金に代えて 35%、不申告加算金に代えて 40%）が課されます。

6 納付

納付場所は琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、みずほ銀行、鹿児島銀行、コザ信用金庫、沖縄県農業協同組合、ゆうちょ銀行にて、那覇市指定の納付書で納付してください。

なお、上記金融機関以外で納めますと、手数料がかかる場合があります。

Ⅶ 申告書等の記載要領

《事業所税申告》

○申告書作成のポイント

第44号様式と別表1～4を作成します(別表2～4については、該当なしの場合は作成不要です)。

なお、別表1 事業所等明細書 →別表4 共用部分の計算書 →別表2 非課税明細書 →別表3 課税標準の特例明細書 →第44号様式の流れで作成されると、各様式の相互関係が理解できます。

○事例

整理番号：30000333 管理番号：78787878 法人番号：1234567890123
那覇サービス株式会社 代表 那覇 花子 事業年度：R3. 4. 1～ R4. 3. 31

(1) 本店（自社所有） 所在地：那覇市泉崎 1-1-1

本社 38585.73 m ² (うち、小規模保育施設 1,865 m ² 、休憩室 860 m ²)	共用部分 ※非課税施設あり
共用部分	
〇〇銀行 (H28.4.1～) 950.42 m ²	

・建物全体の専用部分の延べ床面積 39,536.15 m²

・建物全体の共用部分の延べ床面積 5,600 m²

※その内、共用部分の非課税施設

・屋内消火栓、スプリンクラー等の消防用設備（全部非課税） 486 m²

・エレベーター、避難通路等の防災用設備（1/2 非課税） 372 m²（1/2 前の面積、1/2 後の面積は 186 m²）

ア 事業所床面積（共用部分があるため、共用床面積の計算が必要。別表4にて計算）

専用床面積 38,585.73 m²

※その内、非課税施設

・児童福祉法に定める小規模保育施設 1,865 m²

・社員休憩室 860 m²

イ 従業者給与総額

従業者 2,852人 2,339,314,760円

※うち、非課税従業員

・小規模保育施設の従業者 10人 35,820,640円

・障害者及び65歳以上の従業者 11人 122,834,056円

(2) 小祿ホテル（自社所有） 所在地：那覇市宇栄原 4-2-2

ア 事業所床面積

専用床面積 1,875 m²（事務所部分 30 m²）

※その内、非課税施設

- ・屋内消火栓、スプリンクラー等の消防用設備（全部非課税） 286 m²
- ・エレベーター、避難通路等の防災用設備（1/2 非課税） 325 m²（1/2 前の面積、1/2 後の面積は 162.5 m²）

イ 従業者給与総額

従業者 67人 22,345,861 円

※その内、非課税対象従業者 障害者 2人 7,029,583 円

(3) 真和志運送（A 株式会社から賃借） 所在地：那覇市港町 1-1-1

A 株式会社 160 m ²	B社 74 m ²	共用部分 ※非課税施設なし
共用部分		
真和志運送 3,475 m ² (うち倉庫 3,200 m ² 、事務室 10 m ² 、休憩室 15 m ²)		

- ・建物全体の専用部分の延べ床面積 3,709 m²
- ・建物全体の共用部分の延べ床面積 42 m²

ア 事業所床面積（共用部分があるため、共用床面積の計算が必要。別表 4 にて計算）

専用床面積 3,475 m²

※その内、非課税施設 休憩室 15 m²

※その内、課税標準の特例対象施設 倉庫 3,200 m²

イ 従業者給与総額

従業者 34人 108,964,804 円

※その内、課税標準の特例対象従業者 倉庫従業者 32人 102,478,591 円

(4) 首里支店（自社所有） 所在地：那覇市首里久場川町 2-18-9 【R3.7.8 新設】

ア 事業所床面積

専用床面積 932.13 m²

※その内、非課税施設 社員休憩室 32 m²

イ 従業者給与総額

従業者 28人 97,006,320 円

※その内、65 歳以上の従業者 2人 6,853,204 円

《第 4 4 号様式別表 1》

事業所等明細書		明細区分の別		算定期間		整理番号		事務所区分		管理番号		申告区分	
		1	算定期間を通じて使用された事業所等	令和 3 年 4 月 1 日 から	30000333		78787878		確定				
		2	算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等	令和 4 年 3 月 31 日まで	那覇サービス株式会社		1234567890123						
※ 明細区分 処理事項	事業所等の名称	所在地及びビル名	専用床面積 ㉞	事業所床面積 (㉞+㉟) ㉠	使用した期間 (平成/令和 年月日)			従業者数	従業者給与総額				
	事業所用家屋の所有者	住所・氏名	共用床面積 ㉟		同上的月数				百万 千 百 円				
①	本店	泉崎1-1-1	38,585.73	6	3	4	1	8	9				
②	那覇サービス株式会社				4	3	31	2,852					
計	那覇市泉崎1-1-1		4,809.53	5	12				2,339,314,760				
①	小緑ホテル	宇栄原4-2-2	1,875.00		3	4	1						
②	那覇サービス株式会社				4	3	31	67					
計	那覇市泉崎1-1-1				12				22,345,861				
①	真和志運送	港町1-1-1	3,475.00		3	4	1						
②	A株式会社				4	3	31	34					
計	那覇市港町1-1-1		39.35	10	12				11 108,964,804				
①			43,935.73										
②								2953					
計			4,848.88						2,470,625,425				
1	首里支店	首里久場川町2-18-9	932.13		3	7	8						
②	那覇サービス株式会社				4	3	31	28					
計	那覇市泉崎1-1-1				8				97,006,320				
1			932.13	10									
②								28					
計									97,006,320				
1													
2													
計													

- 【算定期間】** 法人はその事業年度、個人は1月1日から12月31日を記載してください。
- 【整理番号・管理番号】** 整理番号・管理番号は必ず記載してください。
【個人番号又は法人番号】 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）第2条第5項に定める個人番号又は番号法第2条第15項に定める法人番号を記載します。
- 【明細区分】** 次により記載してください。
 - 事業所等が算定期間を通じて使用されたものを1、事業所等が算定期間の中途において新設又は廃止されたものを2とし、1と2をそれぞれ合計したものを計として該当する項目を○で囲んでください。1と2をそれぞれ別の用紙に分けても結構です。
 - 明細区分2の事業所床面積は月割計算後の床面積ではなく、それぞれの事業所等の月割計算前の床面積を記載してください。
- 【専用床面積㉞】** 期末又は廃止の日現在における専用に係る事業所等の用に供する部分の延べ面積を記載してください（床面積の小数点第3位以下切り捨て、以下同じ）。
- 【共用床面積㉟】** 専用床面積に対応する「別表4 共用部分の計算書」の「事業所床面積となる共用床面積㉠」を記載してください。
- 【事業所床面積㉠】** 「専用床面積㉞」と「共用床面積㉟」の合計を記載してください。なお、共用床面積がない場合は、㉠欄のみの記載でかまいません。

7 【使用した期間】【同上の月数】 【使用した期間】の始期には「新設日」を記入します。「新設日」はその準備期間も含むため、開店日・オープン日ではありません。賃貸借期間の開始日または引渡しを受けた日となります。

【使用した期間】の終期には「廃止日」を記入します。閉店日ではありません。明渡し等の日や解約日・退去日等となります。

【同上の月数】の記載方法

- (1) 算定期間の中途において新設された事業所等（下記(3)を除く）の場合
当該事業所等の新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数
- (2) 算定期間の中途において廃止された事業所等（下記(3)を除く）の場合
当該算定期間の開始の日の属する月から当該事業所等の廃止の日の属する月までの月数
- (3) 算定期間の中途において新設され、かつ、廃止された事業所等の場合
当該事業所等の新設の日の属する月の翌月から当該廃止の日の属する月までの月数

8 【従業員数⑤】 期末又は廃止の日現在における従業員数（障害者、高齢者及び非課税従業員を含む）を記載してください。従業員割について免税点以下の場合でも記載してください。

ただし、当該算定期間を通じて従業員数に著しい変動がある事業所等については、次の計算式により算出した数値を記載してください。

なお、この場合は、各月の末日現在の従業員数の明細を添付してください。

従業員数＝当該算定期間の各月末日現在における従業員数の合計／当該算定期間の月数

※小数点以下切り捨て

※従業員数に著しい変動がある事業所等とは、当該算定期間の各月末日現在における従業員数のうち、最大の従業員数が最小の従業員数の2倍を超える事業所等をいいます。

9 【従業員給与総額⑥】 算定期間中に支払われた又は支払われるべき俸給、給料、賃金及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の総額を記載してください。「別表2 非課税明細書」の「非課税従業員給与総額⑥」の欄及び「別表3 課税標準の特例明細書」の「控除従業員給与総額⑥」の欄の金額も含まれます。なお、従業員割について免税点以下の場合には、記載の必要はありません。

10 【合計事業所床面積】 明細区分1の「事業所床面積⑦」の合計床面積を記載してください。申告書第44号様式①欄に該当します。また、明細区分2の「事業所床面積⑦」の合計床面積を記載してください。申告書第44号様式②欄に該当します。

11 【合計従業員数及び従業員給与総額】 明細区分1と明細区分2の「従業員数⑤」と「従業員給与総額⑥」の合計を区分ごとにそれぞれ記載してください。申告書第44号様式⑩欄は、明細区分1と明細区分2の⑤の合計となります。なお、従業員割について免税点以下申告の場合には、記載の必要はありません。

《第4号様式別表2》

※非課税の適用がある場合、別表1の事業所ごとに作成します。

非課税明細書				算定期間	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	※処理事項	30000333	事務所	区分	管理番号	78787878	申告区分	確定
				氏名又は 個人番号又は 法人番号		那覇サービス株式会社 1234567890123							
事業所等の名称				本店									
事業所等の所在地				泉崎1-1-1									
非課税の内訳				資産割 非課税床面積の	従業者割 非課税従業員数の	従業者割 非課税従業員給与総額の							
法第701条の34第3項第10号の2	該当(保育所)	1,865.00	10	35,820,640									
法第701条の34第3項第26号	該当(社員休憩室)	860.00											
法第701条の34第	該当()												
障害者・65歳以上の従業者					11	122,834,056							
合計				2,725.00	21	158,654,696							
事業所等の名称				小禄ホテル									
事業所等の所在地				宇栄原4-2-2									
非課税の内訳				資産割 非課税床面積の	従業者割 非課税従業員数の	従業者割 非課税従業員給与総額の							
法第701条の34第4項	該当(全部)	286.00											
法第701条の34第4項	該当(1/2非課税 325㎡×1/2)	162.50											
法第701条の34第	該当()												
障害者・65歳以上の従業者					2	7,029,583							
合計				448.50	2	7,029,583							
非課税事業所床面積等の合計				3,173.50	23	165,684,279							

★1/2 非課税施設の場合、1/2 を乗じた面積を記載。

非課税明細書				算定期間	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	※処理事項	30000333	事務所	区分	管理番号	78787878	申告区分	確定
				氏名又は 個人番号又は 法人番号		那覇サービス株式会社 1234567890123							
事業所等の名称				真和志運送									
事業所等の所在地				港町1-1-1									
非課税の内訳				資産割 非課税床面積の	従業者割 非課税従業員数の	従業者割 非課税従業員給与総額の							
法第701条の34第3項第26号	該当(社員休憩室)	15.00											
法第701条の34第	該当()												
法第701条の34第	該当()												
障害者・65歳以上の従業者					6	18,463,580							
合計				15.00	6	18,463,580							
事業所等の名称													
事業所等の所在地													
非課税の内訳				資産割 非課税床面積の	従業者割 非課税従業員数の	従業者割 非課税従業員給与総額の							
法第701条の34第	該当()												
法第701条の34第	該当()												
法第701条の34第	該当()												
障害者・歳以上の従業者													
合計													
非課税事業所床面積等の合計				3,188.50	29	184,147,859							

非課税明細書		新設・廃止用		算定期間	※処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
		令和3年4月1日から	令和4年3月31日まで	30000333					78787878	確定
事業所等の名称		首里支店		事業所等の所在地						
		首里久場川町2-18-9								
非課税の内訳				資産割	従業員割					
				非課税床面積の	非課税従業員数	非課税従業員給与総額の				
1	法第701条の34第3項第26号	該当	(社員休憩室)	2	4	5				
	法第701条の34第	該当	()							
	法第701条の34第	該当	()							
6	障害者・65歳以上の従業員				2	6,853,204				
	合計			32.00	2	6,853,204				
事業所等の名称				事業所等の所在地						
非課税の内訳				資産割	従業員割					
				非課税床面積の	非課税従業員数	非課税従業員給与総額の				
	法第701条の34第	該当	()							
	法第701条の34第	該当	()							
	法第701条の34第	該当	()							
	障害者・歳以上の従業員									
	合計									
	非課税事業所床面積等の合計			3	7	6,853,204				

- 【非課税の内訳】 P.63を参照し、該当する条項と施設名(休憩室、食堂、避難通路等)を記載してください。消防用設備等(地方税法第701条の34第4項)に該当する場合は、全部非課税か1/2非課税かわかるように記載します(例:P.46小緑ホテル★)。非課税の割合が1/2の場合は、対象床面積の全面積ではなく、1/2を乗じた床面積を非課税床面積に記載すること。(例:325㎡の設備等が1/2非課税に該当する場合、325㎡ではなく1/2を乗じた162.5㎡と記載する。162.5㎡=325㎡×1/2)
- 【非課税床面積⑦】 該当項目ごとにそれぞれの床面積を記載してください。ただし、当該事業所等について「別表4共用部分の計算書」を添付する場合は、その共用部分に係る非課税面積については記載しないでください(専用床面積のみが対象となります)。また、算定期間の中途において新設又は廃止された事業所の非課税床面積については、月割計算前の床面積を記載してください。
- 【非課税事業所床面積の合計】 事業所の非課税床面積の合計を記載してください。複数枚になる場合は、最後のページに総合計を記載してください。
算定期間を通じて使用した事業所の非課税床面積の合計は申告書第44号様式③欄に、算定期間の中途において新設又は廃止された事業所の非課税床面積の合計は申告書第44号様式④欄に該当します。
- 【非課税従業員数④】 算定期間の末日又は廃止の日現在における、非課税に係る従業員数を該当項目ごとに記載してください。
- 【非課税従業員給与総額⑤】 算定期間中に支払われた、非課税に係る給与等の額を該当項目ごとに記載してください。なお、従業員割について免税点以下の場合には、記載の必要はありません。
- 【障害者・65歳以上の従業員】 障害者及び高齢者の従業員(役員を除く)について、従業員数と給与総額を記載してください。
- 【非課税従業員給与総額の合計】 ⑤の欄の非課税従業員給与総額の合計を記載してください。申告書第44号様式③欄に該当します(新設・廃止事業所分も合算します)。

《第44号様式別表3》

※課税標準の特例適用がある場合、別表1の事業所ごとに作成します。

課税標準の特例明細書		算定期間	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	※処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
					30000333			78787878	確定
		氏名又は 個人番号又は 法人番号			那覇サービス株式会社 1234567890123				
※	事業所等の名称	小禄ホテル		事業所等の所在地	宇栄原4-2-2				
課税標準の特例内訳	資産割			従業者割					
	課税標準の特例適用対象床面積 ^㉞	控除割合 ^㉟	控除事業所床面積 ^{㊲×㉞}	課税標準の特例適用対象従業者給与総額 ^㊳	控除割合 ^㉟	控除従業者給与総額 ^{㊳×㉟}			
1 法第701条の41 第1項第9号 該当	2 1,396.50	1/2	4 698.25						
法第701条の41 該当		/			/				
法第701条の41 該当		/			/				
雇用改善助成対象者					5 1/2				
合計	1,396.50		698.25						
※	事業所等の名称	真和志運送		事業所等の所在地	港町1-1-1				
課税標準の特例内訳	資産割			従業者割					
	課税標準の特例適用対象床面積 ^㉞	控除割合 ^㉟	控除事業所床面積 ^{㊲×㉞}	課税標準の特例適用対象従業者給与総額 ^㊳	控除割合 ^㉟	控除従業者給与総額 ^{㊳×㉟}			
3 法第701条の41 第1項第18号 該当	3,200.00	3/4	6 2,400.00	84,015,011	1/2	42,007,505			
法第701条の41 該当		/			/				
法第701条の41 該当		/			/				
雇用改善助成対象者					1/2				
合計	3,200.00		2,400.00	84,015,011		42,007,505			
3 控除事業所床面積の合計			6 3,098.25	控除従業者給与総額の合計		42,007,505			

第四十四号様式別表三（提出用）

- 1 【課税標準の特例内訳】 P.65を参照し、該当する条項を記載してください。
- 2 【資産割】 ㉞の欄は、算定期間の末日又は廃止の日現在における課税標準の特例に係る床面積を該当項目ごとにそれぞれ記載してください。また、算定期間の中途において新設又は廃止された事業所の課税標準の特例に係る床面積について、月割計算前の床面積を記載してください。㉟の控除割合はP.54を参照し、記載してください。㊲の欄は、㉞の欄に㉟の控除割合を乗じ、小数点第3位以下を切り捨てた数値を記載してください。
 なお、2つ以上の規定の適用がある場合には、P.17のエ課税標準の特例規定の重複適用を確認の上、適用を受け㉞に記載した控除床面積を控除した後の床面積を記載します。
- 3 【控除事業所床面積の合計】 事業所の控除床面積の合計を記載してください。複数枚になる場合は最後のページに総合計を記載してください。算定期間を通じて使用した事業所の控除床面積の合計は申告書第44号様式⑤欄に、算定期間の中途において新設又は廃止された事業所の控除床面積の合計は申告書第44号様式⑥欄に該当します。
- 4 【従業者割】 ㊳の欄は、算定期間中に支払われた従業者給与総額のうち課税標準の特例に係る給与等の額（「控除割合㉟」による控除前の給与等の額）を該当項目ごとにそれぞれ記載してください。㉟の控除割合はP.65を参照し、記載してください。㊳の欄は、㊳の欄に㉟の控除割合を乗じた額を、1円未満の端数を切り捨てて記載してください。
- 5 【雇用改善助成対象者】 雇用改善助成対象者に係る給与等がある場合には、4と同様に5の欄に記載してください。
- 6 【控除従業者給与総額の合計】 ㊳の欄の控除従業者給与総額の合計を記載してください。申告書第44号様式④欄に該当します。

《第44号様式別表4》

※同一家屋に複数の事業所が入居し、共用部分がある場合、事業所ごとに計算書を作成します。

専用部分とは、専ら事業所等として使用する部分をいいます。共用部分とは、廊下、階段、エレベーター、機械室及び電気室など、専用部分に係る共同の用に供する部分をいいます。

共用部分の計算書				算定期間	令和3年4月1日から	令和4年3月31日まで	※	整理番号	30000333	事務所	区分	管理番号	78787878	申告区分	確定							
※				事業所等の名称	本店		事業所等の所在地	泉崎1-1-1														
1	専用部分の延べ面積	①	39,536.15	4 ③ の内訳																		
2	①のうち当該事業所部分の延べ面積	②	38,585.73	消防設備等に係る共用床面積																		
3	非課税に係る共用床面積	③	672.00	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">防災に関する設備等</td> <td>全部が非課税となる共用床面積</td> <td>④</td> <td>486.00</td> </tr> <tr> <td>2分の1が非課税となる共用床面積</td> <td>⑤</td> <td>186.00</td> </tr> </table>												防災に関する設備等	全部が非課税となる共用床面積	④	486.00	2分の1が非課税となる共用床面積	⑤	186.00
防災に関する設備等	全部が非課税となる共用床面積	④	486.00																			
	2分の1が非課税となる共用床面積	⑤	186.00																			
	③以外の共用床面積	④	4,928.00	⑦～⑨以外の非課税に係る共用床面積																		
	共用床面積の合計(③+④)	⑤	5,600.00	合計(⑦～⑨)																		
5	事業所床面積となる共用床面積(④× $\frac{②}{①}$)	⑥	4,809.53																			
※				事業所等の名称	真和志運送		事業所等の所在地	港町1-1-1														
	専用部分の延べ面積	①	3,709.00	③ の内訳																		
	①のうち当該事業所部分の延べ面積	②	3,475.00	消防設備等に係る共用床面積																		
	非課税に係る共用床面積	③		<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">防災に関する設備等</td> <td>全部が非課税となる共用床面積</td> <td>④</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2分の1が非課税となる共用床面積</td> <td>⑤</td> <td></td> </tr> </table>												防災に関する設備等	全部が非課税となる共用床面積	④		2分の1が非課税となる共用床面積	⑤	
防災に関する設備等	全部が非課税となる共用床面積	④																				
	2分の1が非課税となる共用床面積	⑤																				
	③以外の共用床面積	④	42.00	⑦～⑨以外の非課税に係る共用床面積																		
	共用床面積の合計(③+④)	⑤	42.00	合計(⑦～⑨)																		
	事業所床面積となる共用床面積(④× $\frac{②}{①}$)	⑥	39.35																			

第四十四号様式別表(四) 提出用

- 【専用部分の延べ面積①】** 一棟床面積から「共用床面積の合計⑤」を除いた面積を記載してください。
- 【当該事業所部分の延べ面積②】** 「専用部分の延べ面積①」の面積のうち、この申告に係る専用床面積を記載してください。なお、この専用床面積は「別表1 事業所等明細書」の「専用床面積⑦」の欄と一致します。
- 【非課税に係る共用床面積③】** 次で説明する4の合計⑥の欄の数値を記載してください。
- 【③の内訳⑦】** 次により記載してください。なお、「消防設備等に係る共用床面積⑦」、「防災に関する設備等・全部が非課税となる共用床面積④」及び「2分の1が非課税となる共用床面積⑤」の欄は、特定防火対象物（P.60 参照）である事業所等について記載してください。
 ⑦の欄は、共用床面積のうち、消防用設備等（P.62 1～7）に係る床面積を記載してください。
 ④の欄は、共用床面積のうち、避難階段等（P.62 9 (1)(2)、12、13(1)、14(1)）に係る床面積を記載してください。
 ⑤の欄は、共用床面積のうち、その他の防災設備等（P.62 8、9(3)(4)、10、11、13(2)(3)、14(2)、15）に係る床面積に2分の1を乗じて得た面積を記載してください。
 ⑥の欄は、共用床面積のうち、⑦、④、及び⑤以外の非課税に係る共用床面積を記載してください。
 ⑦～⑥に記載がある場合は、該当項目ごとにそれぞれの床面積を記載した明細を添付してください。
- 【事業所床面積となる共用床面積⑥】** ④×②／①で計算します。なお、この共用床面積は「別表1 事業所等明細書」の「共用床面積④」の欄と一致します。

《第4号様式》

受付印		令和4年5月20日	発行年月	1	整理番号	30000333	事務所区分	管理番号	78787878	申告区分	確定	
那覇市長殿		5	通信日付印		申告年月日	令和4年5月20日						
2	(フリガナ) 氏名又は名称	ナハサービスカブシキガイシャ 那覇サービス株式会社	住所	本店	〒	那覇市泉崎1-1-1	事業種目	サービス業ほか				
3	(フリガナ) 個人番号	1234567890123	又は				資本金の額又は出資金の額	10,000,000				
4	(フリガナ) 法人の代表者氏名	ナハ ハナコ 那覇 花子	所在地	支店	〒		所轄税務署名	那覇 那覇 太郎				
令和3年4月1日から		令和4年3月31日	10		事業年度又は課税期間		申告書		この申告に 応答する者 の氏名			
11	資産割	事業所	算定期間を通じて使用された事業所床面積	①	48,784.61	12	従業者給与総額	⑫	2,567,631,745			
		床面積	算定期間の中途において新設又は廃止された事業所床面積	②	932.13		従業者	⑬	191,001,063			
		非課税に係る事業所床面積	①に係る非課税床面積	③	3,188.50		控除従業者給与総額	⑭	42,007,505			
			②に係る非課税床面積	④	32.00		課税標準となる従業者給与総額 (⑫-⑬-⑭)	⑮	2,334,623,000			
		控除事業所床面積	①に係る控除床面積	⑤	3,098.25		従業者割額 (⑮ × 0.25 / 100)	⑯	5,836,557			
			②に係る控除床面積	⑥			既に納付の確定した従業者割額	⑰				
		課税標準となる事業所床面積	①に係る課税標準となる床面積 (①-③-⑤) × 12 / 12	⑦	42,497.86		資産割額と従業者割額の合計額 (⑯+⑰)	⑱	31,695,300			
			②に係る課税標準となる床面積	⑧	600.08		既に納付の確定した事業所税額 (⑱+⑲)	⑳				
			課税標準となる床面積合計 (⑦+⑧)	⑨	43,097.94		この申告により納付すべき 事業所税額 (⑱-⑲)	㉑	31,695,300			
		資産割額 (⑨ × 600 円)		⑩	25,858,764	備考 (みなし共同事業の有無: 無) 特殊関係者名称:						
		既に納付の確定した資産割額		⑪		関与税理士氏名		那覇 一郎		(電話 〇〇〇-〇〇〇〇)		

- 1 【整理番号・管理番号】 整理番号・管理番号は必ず記載してください。
- 2 【氏名又は名称】 個人の場合は記名を、法人の場合は法人名を記載してください。
- 3 【個人番号又は法人番号】 番号法に定める個人番号又は法人番号を記載してください。
- 4 【法人の代表者氏名】 法人代表者が記名してください。
- 5 【住所又は所在地】 法人の場合は本店が那覇市内の場合は本店所在地を、那覇市外の場合は本店所在地及び那覇市内の主たる支店の所在地を記載してください。
- 6 【事業種目】 事業の種類を具体的に記載してください。なお、2以上の事業を行う場合はそれぞれの事業を記載し、主たる事業を○で囲んでください。
- 7 【資本金の額又は出資金の額】 算定期間の末日現在における資本金の額又は出資金の額を記載してください。
- 8 【所轄税務署名】 個人の場合は所得税の、法人の場合は法人税の申告等を所轄する税務署名を記載してください。
- 9 【この申告に応答する者の氏名】 この申告書の内容について、応答する方の所属・氏名・連絡先を記載してください。
- 10 【事業所税の___申告書】 通常の申告の場合は空欄とし、修正申告・免税点以下申告の場合は(修正・免税点以下)と記入してください。
- 11 【資産割】 次により申告してください。なお、資産割について免税点以下の場合は、①～④欄のみ記入してください(床面積の小数点第3位以下切り捨て、以下同じ)。
 - ① 「別表1 事業所等明細書」の明細区分「1」の「事業所床面積⑦」の合計床面積を記載します。
 - ② 「別表1 事業所等明細書」の明細区分「2」の「事業所床面積⑦」の合計床面積を記載します。

③④ 「別表 2 非課税明細書」の「非課税床面積⑦」の合計の数値で③又は④に対応するそれぞれの合計床面積を記載します。

⑤⑥ 「別表 3 課税標準の特例明細書」の「控除事業所床面積⑦」の合計の数値で⑤又は⑥に対応するそれぞれの合計床面積を記載します。

⑦ 課税標準の算定期間が 12 月未満の場合は、①－③－⑤の床面積に「算定期間の月数／12」を乗じて得た床面積を記載します（月数は暦に従って計算し、1 月に満たない端数を生じたときは、これを 1 月とします）。

⑧ ②にかかる各事業所の床面積（算定期間が 12 月未満の場合は⑦に準じて算出した床面積）に次の割合を乗じて得た床面積の合計を記載します。

（ア）算定期間の中途において新設された事業所（（ウ）を除く）の場合

$$\frac{\text{新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

（イ）算定期間の中途において廃止された事業所等（（ウ）を除く）の場合

$$\frac{\text{算定期間の開始の日の属する月から当該廃止の日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

（ウ）算定期間の中途において新設され、かつ、廃止された事業所等の場合

$$\frac{\text{新設の日の属する月の翌月から当該廃止の日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

⑨ ⑦及び⑧の合計床面積を記載します。

⑩ ⑨の床面積に税率の 600 円／㎡を乗じて得た額を記載します（1 円単位まで）。

⑪ 修正申告の場合に、納付申告等により既に納付の確定した資産割額を記載します（1 円単位まで）。

1 2 【従業者割】 次により申告してください。なお、従業者割について免税点以下の場合には記載の必要はありません。

⑫ 「別表 1 事業所等明細書」の「従業者給与総額⑫」の合計を記載します。

⑬ 「別表 2 非課税明細書」の「非課税従業者給与総額⑬」の合計を記載します。

⑭ 「別表 3 課税標準の特例明細書」の「控除従業者給与総額⑭」の合計を記載します。

⑮ ⑫－⑬－⑭の額を、1,000 円未満の端数を切り捨てて記載します。

⑯ ⑮の従業者給与総額に税率 100 分の 0.25 を乗じて得た額を記載します（1 円単位まで、1 円未満は切り捨て）。

⑰ 修正申告の場合に、納付申告等により既に納付の確定した従業者割額を記載します（1 円単位まで）。

⑱ ⑩と⑯を合計し、100 円未満の端数を切り捨てて記載します。

⑲ 修正申告の場合に、⑪と⑰を合計し、100 円未満の端数を切り捨てて記載します。

1 3 【この申告により納付すべき事業所税額】

⑳ この申告により納付すべき事業所税額（⑱－⑲）の 100 円未満の端数を切り捨てて記載します。

《免税点以下申告》

○事例

整理番号：5000333 管理番号：78111111 法人番号：1223334555666
 株式会社那覇商事 代表 那覇 太郎 事業年度：R3. 6. 1～R4. 5. 31

(1) 本店 所在地：那覇市与儀 1-3-21

ア 事業所床面積

専用床面積 961.71 m²

※その内、非課税施設 社員休憩室 30 m²

イ 従業者給与総額

従業者 103人 398,510,253円

※その内、非課税対象従業者 65歳以上の従業者 8人 27,846,531円

受付印 令和 4 年 7 月 20 日 那覇市長殿		発信年月日 令和 4 年 7 月 20 日	整理番号 5000333	事務所区分 78111111	管理番号 78111111	申告区分 免税点以下
(フリガナ) 氏名又は名称 カブシキガイシャナハシヨウジ 株式会社那覇商事	住所 本店 那覇市与儀 1-3-21	(フリガナ) 個人番号又は法人番号 1223334555666	(フリガナ) 法人の代表者氏名 ナハ タロウ 那覇 太郎	事業種目 輸入業	資本金の額又は出資金の額 500,000	所轄税務署名 那覇 税務署
令和 3 年 6 月 1 日から 令和 4 年 5 月 31 日までの事業年度又は課税期間		免税点以下 申告書		この申告に回答する者の氏名 那覇 太郎		
資 産 割	事業所床面積 ① 961.71	従業者給与総額 ⑫	十 億 百 万 千			
	非課税に係る事業所床面積 ② 30.00	非課税に係る従業者給与総額 ⑬	円			
	控除事業所床面積 ③	控除従業者給与総額 ⑭	円			
	課税標準となる事業所床面積 ④	課税標準となる従業者給与総額 (⑫-⑬-⑭) ⑮	円			
	①に係る非課税床面積 ⑤	従業者割額 (⑮ × $\frac{0.25}{100}$) ⑯	円			
	②に係る非課税床面積 ⑥	既に納付の確定した従業者割額 ⑰	円			
	①に係る課税標準となる床面積 (①-③-⑤) × $\frac{12}{12}$ ⑦	資産割額と従業者割額の合計額 (⑯+⑰) ⑱	円			
	②に係る課税標準となる床面積 ⑧	既に納付の確定した事業所税額 (⑱+⑰) ⑲	円			
	課税標準となる床面積合計 (⑦+⑧) ⑨	この申告により納付すべき事業所税額 (⑲-⑰) ⑳	円			
	資産割額 (⑨ × 600 円) ⑩	備考 (みなし共同事業の有無: 無) 特殊関係者名称: 関与税理士氏名 (電話)				
既に納付の確定した資産割額 ⑪						

- 1 【事業所税の 申告書】「免税点以下申告書」と記載してください。
- 2 【資産割】 資産割が免税点以下の場合は、①～④欄のみ記載してください。「別表1 事業所等明細書」も提出してください。
- 3 【従業者割】 従業者割が免税点以下の場合は、⑫～⑰の記載は不要です。「別表1 事業所等明細書」を提出してください (※従業者の人数のみ記載、給与総額は記載不要)。
 ※該当する場合は、別表2・3・4も提出してください。

事業所等明細書		明細区分の別		算定期間	令和3年6月1日から 令和4年5月31日まで	※ 整理番号 5000333	事務所区分	管理番号 78111111	申告区分 免税点以下
1 算定期間を通じて使用された事業所等		2 算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等							
株式会社那覇商事 122333455666		株式会社那覇商事 122333455666							
※ 処理事項	明細区分	事業所等の名称 事業所用家屋の所有者	所在地及びビル名 住所・氏名	資 産 割			従 業 者 割		
				専用床面積 ① 共用床面積 ②	事業所床面積 ③ (①+②)	使用した期間 (平成/令和 年月日) 同 上 の 月 数	従業員数 ④	従業員給与総額 ⑤ 十 億 百 万 千 円	
	①	本店	与儀1-3-21	961.71		3.6.1	103		
	②	那覇サービス株式会社 那覇市泉崎1-1-1			961.71	4.5.31			
	計					12			
	1								
	2								
	計								
	1								
	2								
	計								
	1								
	2								
	計								
	1								
	2								
	計								
	①			961.71			103		
	②				961.71				
	計								

非課税従業員数を差し引くと免税点以下になるため、従業員数のみ記載し、給与総額は記載不要です。

非課税明細書		算定期間	令和3年6月1日から 令和4年5月31日まで	※ 整理番号 5000333	事務所区分	管理番号 78111111	申告区分 免税点以下
株式会社那覇商事 122333455666							
事業所等の名称 本店		事業所等の所在地 与儀1-3-21					
非課税の内訳				資 産 割		従 業 者 割	
				非課税床面積 ①	非課税従業員数 ②	非課税従業員給与総額 ③	
法第701条の34第3項第26号	該当	(社員休憩室)		30.00			
法第701条の34第	該当	()					
法第701条の34第	該当	()					
障害者・65歳以上の従業員					8		
合 計				30.00	8		
事業所等の名称		事業所等の所在地					
非課税の内訳				資 産 割		従 業 者 割	
				非課税床面積 ①	非課税従業員数 ②	非課税従業員給与総額 ③	
法第701条の34第	該当	()					
法第701条の34第	該当	()					
法第701条の34第	該当	()					
障害者・65歳以上の従業員							
合 計							
非課税事業所床面積等の合計							

非課税従業員数を差し引くと免税点以下になるため、従業員数のみ記載し、給与総額は記載不要です。

事業所等の¹ **新設** 申告書

令和 3 年 8 月 1 日

那覇市長 殿

² 整理番号		30000333	管理番号		78787878	法人番号		1234567890123
³ 申告者	(ふりがな)	なはさーびすかぶしきがいしや			⁴ ふりがな)	なは はなこ		
	氏名又は名称	那覇サービス株式会社			法人の代表者氏名	那覇 花子		
	⁵ 住所又は所在地	那覇市泉崎1-1-1			電話番号	(098-867-0111)		

下記のとおり事業所を¹ **新設** しましたので、那覇市税条例第131条の第1項の規定により申告します。

⁶ 事業種目		サービス業ほか	算定期間	自 令和 3 年 4 月 1 日 ~ 至 令和 4 年 3 月 31 日				
			資本金	1,000,000,000 円				
			従業者数	2,981 人				
新設・廃止の年月日			令和 3 年 7 月 8 日					

⁷ 事業所用家屋	所在地	那覇市	首里久場川町2-18-9
	名称	首里支店	
	家屋番号		

⁸ 事業所床面積	専用部分の床面積 ①	932.13	m ²
	共用部分の床面積 ②		m ²
	総床面積 (① + ②) ③	932.13	m ²

⁹ 事業所用家屋の所有者	住所又は所在地	那覇市泉崎1-1-1	
	氏名又は名称(ビル等の名称)	那覇サービス株式会社	()

備考	
----	--

- 1 **【新設・廃止】** 新設又は廃止を記載してください。事業所ごとに1枚ずつ提出します。
- 2 **【整理番号・管理番号・法人番号】** 整理番号・管理番号・法人番号（番号法に定める法人番号。個人事業者は記載不要）を記載してください。
- 3 **【氏名又は名称】** 個人の場合は記名を、法人の場合は法人名を記載してください。
- 4 **【法人の代表者氏名】** 法人代表者が記名してください。
- 5 **【住所又は所在地】** 法人の場合は本店が那覇市内の場合は本店所在地を、那覇市外の場合は本店所在地及び那覇市内の主たる支店の所在地を記載してください。
- 6 **【算定期間・事業種目・資本金・従業者数・新設・廃止の年月日】** 算定期間は法人にあってはその事業年度、個人は1月1日から12月31日を記載し、直近の算定期間末日現在の事業種目・資本金・従業者数・新設・廃止日を記載してください。
※「新設日」は、開店日、オープン日ではありません。引渡しを受けた日または賃貸借契約の開始日を捉えます。「廃止日」は、閉店日ではありません。明渡し等の日や解約日・退去日等を捉えます。
- 7 **【事業所用家屋】** この申告の対象となった事業所用家屋の所在地・名称・家屋番号（わからなければ空欄でもかまいません）を記載してください。
- 8 **【事業所床面積】** 専用部分とは、専ら事業所等として使用する部分をいいます。共用部分とは、廊下、階段、エレベーター、機械室及び電気室など、上記専用部分に係る共同の用に供する部分をいいます。貸しビル等で事業を行っている場合は、貸主等に共用床面積を確認して記載してください。小数点第3位以下は切り捨ててください。
- 9 **【事業所用家屋の所有者】** 貸しビル等であれば、貸主の住所又は所在地と氏名又は名称（ビル等の名称）を記載してください。

※新設申告書または廃止申告書と併せて、次の書類を提出してください。

- ・新設の場合 新設日がわかる書類（建物や鍵の引渡書、賃貸借契約の写し等）
床面積がわかる書類（図面等、賃貸借契約の写し、貸付申告書の写し等）
- ・廃止の場合 廃止日がわかる書類（契約終了の通知、解約合意書等）

《事業所等の貸付申告書》

事業所等の貸付申告書

令和 4 年 5 月 20 日

那覇市長殿

1 (フリガナ)	ナハサービスクブシキガイシャ	2 整理番号	管理番号
氏名又は名称	那覇サービス株式会社	30000333	78787878
3 法人の代表者氏名	那覇 花子	法人番号	1234567890123
4 住所又は所在地	〒 900-8585	電話番号()	862-5320
	那覇市泉崎1-1-1		

5 下記のとおり事業所等を貸し付けましたので、那覇市税条例第131条第2項の規定に基づき申告します。

貸し付けた事業用家屋	所在地(名称)	那覇市泉崎1-1-1		家屋番号	*****	
	一棟の床面積(㉗+㉘)	45,136.15 m ²	専用部分の床面積(㉗)	39,536.15 m ²	共用部分の床面積(㉘)	5,600.00 m ²
	事業所床面積(㉗+㉘)×㉙/㉚	44,464.15 m ²	内訳 事業所等床面積(㉗)	39,536.15 m ²	内訳 非課税床面積(㉘)	672.00 m ²
			住宅用床面積(㉙)		内訳 非課税以外床面積(㉚)	4,928.00 m ²
貸し付けた相手	住所又は所在地	那覇市銘苅2-3-1				
	氏名又は名称	〇〇銀行				
	法人の代表者氏名	那覇 一郎				
	事業種目	金融業				
事業所床面積の内訳	専用部分の床面積(㉗)	950.42 m ²				
	共用部分の床面積(㉘)×㉙/㉚	118.46 m ²				
	総床面積	1,068.88 m ²				
貸し付けを開始した年月日		平成 28 年 4 月 1 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日		

- 1 【氏名又は名称】 個人の場合は記名を、法人の場合は法人名を記載してください。
- 2 【整理番号・管理番号・法人番号】 整理番号・管理番号・法人番号（番号法に定める法人番号。個人事業者は記載不要）を記載してください。
- 3 【法人の代表者氏名】 法人代表者が記名してください。
- 4 【住所又は所在地】 法人の場合は本店が那覇市内の場合は本店所在地を、那覇市外の場合は本店所在地及び那覇市内の主たる支店の所在地を記載してください。
- 5 【貸し付けた事業用家屋】 所在地・名称（ビル等の名称）、家屋番号を記載します。
 - ㉗一棟の床面積のうち、共用部分を除いた床面積（住宅や空室も含みます）を記載します。
 - ㉘一棟の床面積のうち、共用部分の床面積（非課税部分も含みます）を記載します。
 - ㉗㉘は㉗の内訳となります。
 - ㉘㉙は㉘の内訳となります。
 ※面積は小数点第3位以下を切り捨てて記載します。
- 6 【貸し付けた事業所床面積】 共用部分とは廊下、階段、エレベーター、機械室及び電気室など、専用部分に係る共同の用に供する部分であり、ここでいう共用部分の床面積は（非課税部分を除く家屋全体の共用床面積合計㉗）×（当該事業者の専用部分の床面積㉘）／（家屋全体の専用床面積の合計㉙）で算出します。
 - ※なお、初めての申告の場合は、事業所用家屋の各階平面図を添付してください。

《減免申請書》

事業所税減免申請書											
受付印		令和 4 年 5 月 20 日		那覇市長 殿		発信年月日		整理番号		管理番号	
						通信日付印		30000333		78787878	
								法人番号		1234567890123	
2 (フリガナ) 氏名又は名称		4 ナハサービスクラスシキガイシャ 那覇サービスクラス株式会社		4 本店 那覇市泉崎1-1-1		5 住所又は所在地		5 算定期間		5 令和3年4月1日 から 令和4年3月31日 まで	
3 (フリガナ) 法人の代表者氏名		3 ナハ ハナコ 那覇 花子		6 支店		6 住所又は所在地		6 この申告に 応答する者 の氏名		6 (電話 098-862-5320) 那覇 太郎	
7 那覇市税条例第133条第2項の規定に基づき、次のとおり申請します。											
8 事業所等の名称		8 真和志運送		8 月割		8 無		8 事業所等の所在地		8 港町1-1-1	
8 減免を受けようとする事由(該当条項)		8 那覇市税条例施行規則第15条 別表第2 13号 に該当		8 減免適用対象床面積㉠(㎡)		8 800.00		8 適用割合㉡		8 減免事業所床面積㉢= (㉠×㉡)(㎡)	
8 那覇市税条例施行規則第15条		8 に該当		8 減免適用対象従業員給与総額㉣(円)		8 42,007,505		8 適用割合㉤		8 減免従業員給与総額㉥=(㉣×㉤)(円)	
8 那覇市税条例施行規則第15条		8 に該当		8 9		8 10		8 11		8 12	
8 那覇市税条例施行規則第15条		8 に該当		8 合計		8 800.00		8 800.00		8 42,007,505	
8 合計		8		8		8		8		8	
15 事業所等の名称		15 真和志運送		15 月割		15 無		15 事業所等の所在地		15 港町1-1-1	
15 減免を受けようとする事由(該当条項)		15 那覇市税条例施行規則第15条		15 減免適用対象床面積㉠(㎡)		15		15 適用割合㉡		15 減免事業所床面積㉢= (㉠×㉡)(㎡)	
15 那覇市税条例施行規則第15条		15 に該当		15 減免適用対象従業員給与総額㉣(円)		15		15 適用割合㉤		15 減免従業員給与総額㉥=(㉣×㉤)(円)	
15 那覇市税条例施行規則第15条		15 に該当		15		15		15		15	
15 那覇市税条例施行規則第15条		15 に該当		15		15		15		15	
15 合計		15		15		15		15		15	
16 減免額等の総合計		16		16 減免事業所床面積の合計(㎡)		16 800.00		16 減免従業員給与総額の合計(円)		16 42,007,505	
16		16		16 資産割・減免額の合計(円)		16 480,000		16 従業員割額・減免額の合計(円)		16 105,018	
17 減免前資産割額(円)		17 25,858,764		17 減免前従業員割額(円)		17 5,836,557		17 納付すべき事業所税額(円)		17 31,110,300	
18		18		18		18		18		18	

- 1 【整理番号・管理番号・法人番号】整理番号・管理番号・法人番号（番号法に定める法人番号。個人事業者は記載不要）を記載してください。
- 2 【氏名又は名称】個人の場合は記名を、法人の場合は法人名を記載してください。
- 3 【法人の代表者氏名】法人代表者が記名してください。
- 4 【住所又は所在地】法人の場合は本店が那覇市内の場合は本店所在地を、那覇市外の場合は本店所在地及び那覇市内の主たる支店の所在地を記載してください。
- 5 【算定期間】当該申請書に係る第44号様式の算定期間を記載してください。
- 6 【この申告に応答する者の氏名】担当者氏名及び電話番号を記載してください。
- 7 【事業所等の名称・所在地】複数ある場合は事業所ごとに記載してください。1枚に入りきらない場合は、用紙をコピーして記載してください。月割計算の有無も記載してください。
- 8 【減免を受けようとする事由(該当条項)】P.68 別表3を参照し、那覇市税条例施行規則の該当条項を記載してください。
- 9 【減免適用対象床面積㉠】P.68 別表3の要件に該当する部分の面積を記載します。特例控除の対象となっている面積は除きます。小数点第3位以下は切り捨てて記載してください。
- 10 【適用割合㉡】P.68 別表3を参照し、該当条項の適用割合を記載してください。
- 11 【減免事業所床面積㉢】減免適用対象床面積×適用割合の数値を小数点第3位以下は切り捨てて記載してください。課税標準の算定期間の中で事業所等を新設・廃止した場合は、当該減免事業所床面積の月割計算を行って、月割後の面積を記載してください。

- 12【**減免適用対象従業者給与総額**⑤】P.68 別表 3 の要件に該当する対象者の給与総額を記載します。特例控除の対象となっている給与は除きます。
- 13【**適用割合**⑥】P.68 別表 3 を参照し、該当条項の適用割合を記載してください。
- 14【**減免従業者給与総額**⑦】減免適用対象従業者給与総額×適用割合の数値を小数点以下は切り捨てて記載してください。
- 15【**減免事業所床面積の合計/減免従業者給与総額の合計**】面積は小数点第 3 位以下は切り捨てて記載し、給与総額は小数点位以下は切り捨てて記載してください。
- 16【**資産割・減免額の合計/従業者割・減免額の合計**】減免事業所床面積×600 円/m²の数値を小数点以下は切り捨てて記載してください。
- 17【**減免前資産割額・減免前従業者割額**】第 44 号様式⑩⑯の数値をそれぞれ記載してください。
- 18【**納付すべき事業所税額**】(減免前資産割額－資産割減免額 + 減免前従業者割額－従業者割減免額)の数値を 100 円未満は切り捨てて記載してください。

《みなし共同事業に関する明細書》

※みなし共同事業に係る申告の場合は、明細書を添付してください。

みなし共同事業に関する明細書										
1	(1) みなし共同事業に係る事業所等の所在地等	所在地	那覇市〇〇〇1-1-1			2	事業所床面積 ((2)の合計)	3,151.05	m	
		名称	●●●ビル				従業者数 ((2)の合計)	370.00	人	
みなし共同事業に係る共同事業者	3	整理番号	30000333		管理番号	78787878				
		氏名又は名称	△△株式会社		法人の代表者氏名	△△△△		事業所床面積	150.25	m
	住所又は所在地	△△県△△市△△1-1-1			電話	(xxx)xxx-xxxx		従業者数	30	人
	4	1	該当条項	地方税法施行令第5条第1項第6号						
		氏名又は名称	沖縄△△株式会社		法人の代表者氏名	◎◎◎◎		事業所床面積	2800.50	m
	住所又は所在地	那覇市〇〇〇1-1-1			電話	(xxx)xxx-xxxx		従業者数	300	人
	2	2	該当条項	地方税法施行令第5条第1項第6号						
		氏名又は名称	△△商事株式会社		法人の代表者氏名	□□□□		事業所床面積	200.30	m
	住所又は所在地	□□県□□市□□1-1-1			電話	(xxx)xxx-xxxx		従業者数	40	人
	3	3	該当条項							
氏名又は名称				法人の代表者氏名			事業所床面積		m	
住所又は所在地				電話			従業者数		人	
4	4	該当条項								
	氏名又は名称			法人の代表者氏名			事業所床面積		m	
住所又は所在地				電話			従業者数		人	
5	5	該当条項								
	氏名又は名称			法人の代表者氏名			事業所床面積		m	
住所又は所在地				電話			従業者数		人	

- 1 【みなし共同事業に係る事業所等の所在地等】 みなし共同事業に該当する建物の所在地及び名称を記載してください。
- 2 【事業所床面積・従業者数】 1の建物で行われるみなし共同事業に係る事業所床面積と従業者数を記載してください。この面積及び人数で免税点判定を行います。
- 3 【特殊関係者を有する者】 申告書を提出する「特殊関係者を有する者」のみなし共同事業に係る事業所床面積と従業者数を記載してください（非課税分を除く）。
- 4 【特殊関係者】 P.33の表（特殊関係者の範囲）を参照し、地方税法施行令で定める「特殊関係者」の該当条項を記載してみなし共同事業に係る事業所床面積と従業者数を記載してください（非課税分を除く）。

Ⅶ 資料

〔表 1〕 特定防火対象物

消防法施行令別表第 1 のうち、下記の防火対象物

(令 56 の 43)

消防法施行令 別表第 1 の項	建 物 の 用 途
(一)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場
(二)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(ニ並びに (一) 項イ、(四) 項、(五) 項イ及び(九) 項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
(三)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
(四)	百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗又は展示場
(五)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
(六)	イ 病院、診療所又は助産所 ロ (1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設、老人福祉法に規定する老人短期入所事業を行う施設、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの(2) 救護施設(3) 乳児院(4) 障害児入所施設(5) 障害者支援施設又は短期入所若しくは共同生活援助を行う施設 ハ (1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉法に規定する老人デイサービス事業を行う施設、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(ロ(1)に掲げるものを除く。)その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの(2) 更正施設(3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法に規定する一時預かり事業又は家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの(4) 児童発達センター、情緒障害児短期治療施設又は児童福祉法に規定する児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを行う施設(5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設(ロ(5)に掲げるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設 ニ 幼稚園又は特別支援学校
(九)	イ 公衆浴場のうち蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
(十六)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの

(十六の二)	地下街
(十六の三)	建築物の地階（(十六の二)項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）

〔表2〕 消防用設備等及び防災施設等に係る非課税施設一覧表

区分	整理番号	非課税対象施設 (注：非課税となる部分は、床面積を有する部分に限ります)	※区分	非課税割合
消防用水槽・ポンプ室・非常用電源等	1	屋内消火栓設備・スプリンクラー設備等の消防用設備に係る水槽の設置部分・ポンプ室・パイプスペースの部分、及びこれらの設備の非常電源に係る発電室・蓄電室・電機配線シャフトの部分	消防	全部
	2	動力消防ポンプの設備の格納庫	消防	全部
	3	排煙設備の風道及び排煙機の設置部分	消防	全部
消火栓薬剤の貯蔵庫避難器具格納	4	消火栓箱、消防用器具の格納箱等	消防	全部
	5	消火薬剤の貯蔵庫等	消防	全部
	6	避難器具の設置部分	消防	全部
中央管理室等	7	総合操作盤その他消防用設備等の操作機器の設置部分	消防	全部
	8	中央管理室（7の部分を除く）	防災	1/2
階段廊下	9	階段 (1) 特別避難階段の階段室及び附室 (2) 避難階段の階段室	防災	全部
		(3) (1) 又は (2) 以外の直通階段で避難通路へ通じるものの階段室 (4) (1) ~ (3) 以外の階段室（防火区画されているものに限る）	防災	1/2
	10	廊下の部分	防災	1/2
非常用進入口等	11	避難階における屋外への出入口の部分	防災	1/2
	12	非常用進入口（バルコニーを含む）	防災	全部
非常用エレベーター・吹抜部分等	13	昇降機等 (1) 非常用エレベーターの昇降機（機械室を含む） (2) (1) 以外のエレベーター、エスカレーター等の昇降路 (防火区画されているものに限る) (3) 吹抜部分等（防火区画されているものに限る）	防災	全部
			防災	1/2
			防災	1/2
避難通路	14	避難通路（主要避難通路及び補助避難通路） (1) スプリンクラーの有効範囲内の避難通路 (那覇市火災予防条例の規定により設置するもの)	防災	全部
		(2) (1) 以外の避難通路	防災	1/2
喫煙所	15	那覇市の条例に基づき設置する喫煙所（表1の（一）もしくは（四）の建物に限る）	防災	1/2

表中「※区分」は次のとおりです。 消防：消防設備等、 防災：防災施設等
 ・消防設備等であっても、当該施設又は設備が壁、天井などに設置されていて、占用床面積のないものについては、適用されません。

〔別表 1〕 非課税対象施設一覧表

区分	対象	要件等	適用の有無		関係条文	
			資産割	従業者割	法	令
共通	勤労者の福利厚生施設	事業を行うものが設置する専ら勤労者の利用に供する福利厚生施設	○	○	701の34③(26)	56の41
消防	消防用設備等・防災施設等	特定防火対象物に設置される消防用設備等又は防災施設等	○	—	701の34④	56の43
駐車場	路外駐車場	駐車場法に規定する道路の路面外に設置される一般公共の用に供する路外駐車場	○	○	701の34③(27)	56の42
	自転車駐車場	道路交通法に規定する原動機付自転車又は自転車の駐車場で都市計画法第11条第1項第1号に掲げる駐車場と定められたもの	○	○	701の34③(28)	
港湾	港湾運送事業用施設	港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設で、労働者詰所及び現場事務所に係る従業者給与総額	—	○	701の34⑤	56の46
中小企業関連	中小企業の集積の活性化事業等用施設	独立行政法人中小企業基盤整備機構法に規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業で政令で定めるものを行う者が都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から資金の貸付を受けて設置する施設で一定のもの	○	○	701の34③(18)	56の34
	中小企業の産業の国際競争力強化事業用施設等	総合特別区域法に規定する事業を行う者が区市町村から資金の貸付を受けて設置する施設で一定のもの	○	○	701の34③(19)	56の35
市場	卸売市場	卸売市場、付設集団売場等、指定保管施設	○	○	701の34③(14)	56の29
交通事業関連	鉄道事業用施設	鉄道事業者又は軌道経営者がその本来の事業の用に供する施設で、事務所及び発電施設以外の施設	○	○	701の34③(20)	56の36
	一般自動車運送事業等施設	道路運送法に規定する一般乗合旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業法に規定する一般貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業法に規定する鉄道運送事業者の行う貨物の運送取扱事業及び同法に規定する航空運送事業者の行う第二種貨物利用運送事業を営業者がその本来の事業の用に供する施設で事務所以外の施設	○	○	701の34③(21)	56の37
	自動車ターミナル施設	自動車ターミナル法に規定するバスターミナル又はトラックターミナルの用に供する施設で事務所以外の施設	○	○	701の34③(22)	56の38
	国際路線航空事業用施設	国際路線に就航する航空機が使用する公共飛行場に設置される施設で、当該国際路線に係るもの	○	○	701の34③(23)	56の39
	高速道路株式会社法に規定する事業用施設	東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社が高速道路株式会社法に規定する事業の用に供する施設	○	○	701の34③(29)	56の42の2
公害関連	一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による許可、認定、又は市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設	○	○	701の34③(8)	
農	農林漁業生産施設	農業、林業又は漁業を営む者が直接その生産の用に供する施設	○	○	701の34③(11)	56の27

業等 関連	農業協同組合等共同利用施設	農業協同組合、水産業協同組合、森林組合等が農林水産事業者の共同利用に供する施設	○	○	701の34 ③(12)	56の28
公共事業 関連	水道施設	水道法に規定する水道事業者の管理に属する水道施設	○	○	701の34 ③(7)	
	電気事業用施設	電気事業法に規定する一般電気事業又は卸電気事業の用に供する施設	○	○	701の34 ③(16)	56の32
	ガス事業用施設	ガス事業法に規定する一般ガス事業又は簡易ガス事業の用に供する施設	○	○	701の34 ③(17)	56の33
	第一種電気通信事業用施設	電気通信事業法第2条第3号に規定する電気通信事業者が、同条4号に規定する当該電気通信事業の用に供する施設で事務所、研究施設及び研修施設以外の施設	○	○	701の34 ③(24)	56の40
	一般信書便事業	民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設	○	○	701の34 ③(25)	56の40 の2
	郵便事業	日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の用に供する施設	○	○	701の34 ③(25の2)	56の40 の3
特定業種	公衆浴場	都道府県知事が入浴料金を定める公衆浴場	○	○	701の34 ③(4)	56の25
	と畜場	と畜場法に規定すると畜場	○	○	701の34 ③(5)	
	死亡獣畜取扱場	化製場等に関する法律に規定する死亡獣畜取扱場	○	○	701の34 ③(6)	
	熱供給事業用施設	熱供給事業法に規定する熱供給事業の用に供する施設	○	○	701の34 ③(15)	
教育	教育文化施設	博物館、図書館、幼稚園	○	○	701の34 ③(3)	56の24
医療	病院・診療所等	医療法に規定する病院及び診療所、介護保険法に規定する介護老人保健施設並びに看護師、准看護師、歯科衛生士その他医療関係者の養成所	○	○	701の34 ③(9)	56の26
福祉	社会福祉施設等	社会福祉施設、保護施設、児童福祉施設、認定こども園、老人福祉施設、障害者支援施設等	○	○	701の34 ③(10～10の9)	56の26 の2～5
国等	国及び公共法人	国、非課税独立行政法人並びに法人税法に規定する公共法人	○	○	701の34 ①	
	公益法人等	法人税法に規定する公益法人等又は人格のない社団等が行う収益事業以外の事業	○	○	701の34 ②	56の22、 56の23

〔別表2〕 課税標準の特例対象施設一覧

区分	対象	要件等	適用の割合		関係条文	
			資産割	従業者割	法	令
ホテル	ホテル・旅館等施設	旅館業法に規定するホテル・旅館営業用施設で客室、食堂、広間、ロビー、浴室、厨房、機械室等宿泊に係る施設（風俗関連営業用施設を除く）	1/2	—	701の41 ①(9)	56の60
倉庫・流通業務施設	倉庫業者の営業用倉庫	倉庫業法に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫	3/4	—	701の41 ①(14)	
	流通業務地区内の上屋・店舗等	流通業務地区内に設置される貨物積卸施設、倉庫、上屋、卸売業等の用に供する店舗等	1/2	1/2	701の41 ①(17)	
	流通業務地区内の倉庫業者の営業用倉庫	流通業務地区内に設置される倉庫で、倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫	3/4	1/2	701の41 ①(18)	
港湾施設	港湾施設のうち一定のもの	港湾法に規定する港湾施設のうち港湾通信施設、旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所、船舶役務用施設等	1/2	1/2	701の41 ①(10)	56の61
	港湾施設の上屋・倉庫	港湾法に規定する港湾施設のうち上屋及び倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫で臨港地区内に設置されるもの	3/4	1/2	701の41 ①(11)	56の62
	外国貿易用コンテナ施設	外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばき用施設	1/2	—	701の41 ①(12)	
	港湾運送事業用上屋	港湾運送事業のうち一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋	1/2	—	701の41 ①(13)	
交通事業	タクシー事業用施設	タクシー事業者がその本来の事業の用に供する施設で、事務所以外の施設	1/2	1/2	701の41 ①(15)	56の63
	公共飛行場	公共の飛行場に設置される施設で格納庫、運航管理施設、航空機整備施設、貨物取扱施設、旅客カウンター、待合室、ロビー等	1/2	1/2	701の41 ①(16)	56の64
組合	協同組合等	法人税法に規定する協同組合等がその本来の事業の用に供する施設	1/2	1/2	701の41 ①(1)	
特定業種	家畜市場	家畜取引法に規定する家畜市場	3/4	—	701の41 ①(5)	
	生鮮食料品価格安定用施設	国又は地方公共団体の補助又は公的金融機関の貸付を受けて生鮮食料品の価格安定に資することを目的として設置される消費地食肉冷蔵施設	3/4	—	701の41 ①(6)	56の54
	醸造業の製造用施設	みそ、しょうゆ、食用酢又は酒類の製造業者が直接製造の用に供する施設で、包装びん詰、たる詰等以外の施設	3/4	—	701の41 ①(7)	56の56
	木材市場、木材保管施設	木材取引のために開設される市場で政令で定めるもの又は製材、合板の製造その他の木材の加工を業とする者で政令で定めるもの若しくは木材の販売を業とする者がその事業の用に供する木材の保管施設で政令で定めるもの	3/4	—	701の41 ①(8)	56の57
	特定信書便の施設	民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設	1/2	1/2	701の41 ①(19)	56の66

公害関連	公害防止施設	事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための施設	3/4	—	701の41 ①(3)	56の53
	公害防止事業用施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による許可又は認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業その他公害の防止又は資源の有効な利用のための事業の用に供する施設で、事務所以外の施設	3/4	1/2	701の41 ①(4)	56の53 の2
障害者雇用	心身障害者多数雇用事業所	心身障害者を多数雇用する一定の事業所等で障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の助成金の支給を受けている事業所	1/2	—	701の41 ②	56の68
学校	各種学校	学校教育法に規定する専修学校又は各種学校において直接教育の用に供する施設	1/2	1/2	701の41 ①(2)	
事業所内保育施設	企業主導型保育施設	平成29年4月1日から令和7年3月31日までの間に一定の政府の補助を受けた者が児童福祉法に規定する事業所内保育事業に係る業務を目的とする施設のうち当該政府の補助に係るものの用に供する施設について、その者が補助開始日から引き続き当該補助を受けている場合 ※R7年度税制改正により廃止。ただし、既に政府の補助を受け、令和7年4月1日以降も政府の補助を受け続けている場合は、補助を受けなくなった日前に終了した事業年度分まで特例の対象とする経過措置あり。	3/4	3/4	法附33 ⑥	則附12 の3④
特定農産加工事業用施設	特定農産加工事業用施設	特定農産加工業経営改善等臨時措置法に規定する特定農産加工業者等が令和10年3月31日までに承認を受けた計画に従って実施する経営改善措置に係る事業又は調達安定化措置に係る事業の用に供する一定の施設 ※適用期限 (法人) 計画の承認を受けた日から5年経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで (個人) 計画の承認を受けた日から5年経過する日以後に最初に終了する年分まで	1/4	—	法附33 ⑤	令附16 の2の8 ⑥

■ 沖縄振興特別措置法（適用期限がありますのでご注意ください）

区分	対 象	要 件 等	適用の割合		関係条文	
			資産割	従業者割	法	令
	特定民間観光関連施設	沖縄振興特別措置法に規定する観光地形成促進地域に設置される一定の特定民間観光関連施設で令和9年3月31日までに新設されたものにおいて行う事業（当該事業が法人の事業である場合には当該施設に係る事業所等が新設された日から5年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで）	1/2	—	法附33 ①	令附16 の2の8 ①
	情報通信産業用施設又は 情報通信技術利用 事業用施設	沖縄振興特別措置法に規定する情報通信産業振興地域に設置される一定の情報通信産業等の用に供する施設で令和9年3月31日までに新設されたものにおいて行う事業（当該事業が法人の事業である場合には当該施設に係る事業所等が新設された日から5年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで）	1/2	—	法附33 ②	令附16 の2の8 ②
	産業高度化・事業革新促進事業用施設	沖縄振興特別措置法に規定する産業イノベーション促進地域に設置される一定の産業の用に供する施設で令和9年3月31日までに新設されたものにおいて行う事業（当該事業が法人の事業である場合には当該施設に係る事業所等が新設された日から5年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで）	1/2	—	法附33 ③	令附16 の2の8 ③
	国際物流拠点産業用施設	沖縄振興特別措置法に規定する国際物流拠点産業集積地域に設置される一定の国際物流拠点産業の用に供する施設で令和9年3月31日までに新設されたものにおいて行う事業（当該事業が法人の事業である場合には当該施設に係る事業所等が新設された日から5年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで）	1/2	—	法附33 ④	令附16 の2の8 ④

【注】那覇市で適用される可能性のあるものを掲載してあります。

〔別表 3〕 減免対象施設一覧表

那覇市税条例施行規則 別表第 2 (第 14 条関係)

号	対 象	要 件 等	減免割合		証明書類等
			資 産 割	従 業 者 割	
1	教科書出版事業施設	教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 2 条第 1 項の教科書の出版の事業を行う者の当該教科書の出版に係る売上金額が出版物の販売事業に係る総売上金額の 2 分の 1 に相当する金額を超える場合における当該教科書の出版の事業の用に供する施設	1/2	1/2	
2	演劇興行業用施設	法第 72 条の 2 第 8 項第 28 号の演劇興行業の用に供する施設（以下「劇場等」という。）で、次に掲げるもの			
		ア その振興につき国又は地方公共団体の助成を受けている芸能等の上演、チャリティーショー等がしばしば行われていることにより公益性を有すると認められるもの	1/2	—	
		イ ア以外の主として定員制をとっている劇場等で舞台、舞台裏及び楽屋の部分の延べ面積が当該劇場等の客席部分の延べ面積に比しおおむね同程度以上であると認められるもの	当該舞台等に 係る 資産 割の 1/2	—	
3	指定自動車教習所	道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 99 条第 1 項の指定自動車教習所	1/2	1/2	公安委員会の指定を受けた証書等
4	修学旅行用等バス施設	道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 9 条の 2 第 1 項の一般貸切旅客自動車運送事業者がその本来の事業の用に供する施設（当該者がその本来の事業の用に供するバスの全部又は一部を学校教育法第 1 条の学校（大学を除く。）又は同法第 124 条の専修学校がその園児、児童又は生徒のために行う旅行の用に供した場合に限る。）	資産割及び従業者割の当該旅行に係るバスの走行キロメートル数の合計数の当該事業を行う者の本来の事業に係るバスの総走行キロメートル数の合計数に対する割合に 2 分の 1 を乗じて得た割合		認可を受けたことを証する書類等
5	酒類卸売業の保管倉庫	酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）第 9 条第 1 項の酒類の卸売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫	1/2	—	販売免許の証明書類等
6	タクシー事業施設	法第 701 条の 41 第 1 項の表第 15 号に規定する施設で当該施設に係る事業を行う者が市内に有するタクシーの台数が 250 台以下であるもの	全部	全部	免許を受けた事を証する書類等

7	農林中央金庫	農林中央金庫がその本来の事業の用に供する施設	全部	全部	
8	農業協同組合等の共同利用施設	農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合並びにこれらの組合の連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設(法第701条の34第3項第12号に規定する施設並びに購買施設、結婚式場、理容又は美容のための施設及びこれに類する施設を除く。)	全部	全部	
9	ビルメンテナンス業者	ビルの室内清掃、設備管理等の事業を行う者がその本来の事業の用に供する施設	—	全部	当該従業者の支払給与総額明細
10	古紙回収事業用施設	古紙の回収の事業を行う者がその本来の事業の用に供する施設	1/2	—	
11	家具保管用施設	家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が、当該家具に係る製品又は商品の保管の用に供する施設	1/2	—	当該面積が判定できる図面等
12	コンテナ貨物に係る荷さばき用施設	港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第4項の臨港地区として定められるべき地区において、外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設	1/2	—	
13	倉庫及び上屋	法第701条の41第1項の表第11号、第13号、第14号又は第18号に規定する施設のうち、倉庫業法(昭和31年法律第121号)第7条第1項の倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業法(昭和26年法律第161号)第2条第2項の港湾運送事業のうち同法第3条第1号の一般港湾運送事業若しくは同条第2号の港湾荷役事業の用に供する上屋で、市内に有するこれらの施設に係る事業所床面積の合計面積が倉庫又は上屋のそれぞれについて3万平方メートル未満であるもの	全部	全部	
14		その他市長が公益上特に配慮の必要があると認める施設	市長が定める割合		